

静岡福祉大学紀要

JOURNAL OF SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE



徳山美知代 : 里親と里子に対するアタッチメントに焦点をあてた支援に関する検討 田 辺 肇 一介入プログラムへの里親の内省報告の分析よりー	1
橋 田 重 男 : 幼少期の子どもの「神的なもの」に関わる一考察	9
岩 本 勇 : 焼津市中心市街地活性化のための基礎研究	15
飛 田 義 幸 : 我が国における参加型アクションリサーチ実践に関する文献的検討	29
張 昌 鎬 : 地域包括支援センターにおける困難事例の特徴から見た 林 是 雅 ケアマネジャーの役割	37
朴 素 澄 岩 井 宏 : ICD-9-CM コーディングプログラムの開発(その2)	47
高 橋 賢 充 : 地域住民の交互作用とコミュニティ・エンパワメントに関する実践的研究 ～地域住民の「つながり」を創造するための一つの試み～	51
渡 辺 央 : 単身低所得高齢者への家族的支援の影響	63
大 澤 郁 美 : 静岡県における犯罪被害者支援に関する現状と課題	69
鈴 木 政 史 : 刑務所における就労支援と地域定着に向けた刑務所出所後 谷 功 支援プログラム	79
齋 藤 剛 : 自閉症スペクトラム障害児における体力特性とストレスとの関係	87
船 城 秀 樹 : 県内特別養護老人ホーム職員と本学卒業生への介護職員意識調査 横 溝 一 浩 から見えてきたもの	91
木 下 寿 恵 : 生活保護受給者の介護保険施設の個室等利用に関する現状	101
森 直 之 : ノートテイクシステムに関する課題の整理と再設計	107
研究活動報告	115

2015.1 Vol.11

ISSN 1349-7928

里親と里子に対するアタッチメントに焦点をあてた支援に関する検討 —介入プログラムへの里親の内省報告の分析より—

徳山美知代¹⁾・田辺肇²⁾

Attachment-focused Support for Foster Parents and Adopted Children:
An Analysis of Foster Parents' Introspective Reports on the Intervention Programs

Michiyo TOKUYAMA / Hajime TANABE

Abstract

The foster care system has been increasingly focused on, with a view to providing children with opportunities to experience home life and enhancing the stability of attachment through social support and care. On the other hand, surveys has revealed that foster parents tend to face difficulty in parenting due to children's attachment-related problems. Continuous services providing individualized attachment-focused support are necessary for them.

In the present study, introspective reports submitted by foster parents after the completion of 10 intervention programs, which were implemented twice a month, focusing on attachment between them and their foster children. The results demonstrated that: such intervention programs enhance foster parents' understanding of their children from the viewpoint of attachment; points of emphasis vary, depending on the child's age; and the programs also function to support foster parents, suggesting the importance of continuous, individualized attachment-focused intervention to support such parents.

Key words: Social support and care, support for foster parent, attachment, intervention program

1. はじめに

社会的養護の方針が家庭的養護推進計画によって、里親委託が推奨されるようになり、児童相談所や児童養護施設における里親担当支援員が増員配置されるようになった(厚生労働省, 2014)。児童養護施設における里親担当支援の増員配置からわかるように、乳児院や児童養護施設に入所している子どもが里親委託に措置変更になる場合がほとんどであるが、委託後に里親が子どもとの関係構築に悩むことも多く、その要因として子どものアタッチメントに関連する問題が示さ

れている(御園生, 2008)。

里親に対する支援

厚生労働省も、里親に求める内容として、1) 愛着(以下、アタッチメント)形成: 自己の存在を受け容れられている安心感の中で、自己肯定感の育成と対人関係の基礎となる基本的信頼感形成、2) 家庭生活体験: 将来の家庭生活のモデルとすること、対人や地域社会に必要な社会性と生活技術獲得が期待され、支援¹⁾内容としては、「市区町村や里親支援機関、児童家

1) 静岡福祉大学 (Shizuoka University of Welfare)

2) 静岡大学 (Shizuoka University)

庭支援センター等が連携し、里親への研修や、里親が孤立することのないよう、支援を行い、里親委託後は定期的な家庭訪問や、里親交流、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援：レスパイト、相談などの里親支援を行う」を明示している（厚生労働省、2014）。

しかしながら、里親支援の研修としては、1) 基礎研修：社会的養護における里親制度の意義と役割の理解、要保護児童の状況の理解、里親に求められるものの共有を講義等（講義等1日、実習1日程度）、2) 認定前研修：子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術（講義等2日と実習2日程度）、3) 児童の養育を継続するための必要な知識、一日程度の新しい情報提供（厚生労働省、2014）が義務付けられているが、委託後は、前掲のような児童相談所の里親担当支援員や里親交流等によって養育に関する相談が行われているのみで、里子によって異なるアタッチメントに関連する課題に対する継続した支援としての介入は実施されていない。

アタッチメントとそれに関連する問題行動

アタッチメントは、不安・恐れなどネガティブな情動状態を他の個体と物理的の近接をすることによって不安や危機感を取り除き、安全感や安心感を得る行動制御システムであり(Bowlby, 1969/1982)、その繰り返しのことによって、アタッチメント対象が保護や支援を必要とする時に応じてくれるという確信、及び自己に関する表象が内的作業モデルとして作られる(Bowlby, 1973)。つまり、アタッチメントは養育者が子どもに保護を与えることで不安感や恐怖感を軽減、もしくは、取り除き、安全感をもたらす機能であり(Bowlby, 1969/1982)、その経験の繰り返しの結果として、保護してもらえらることに対する信頼感が子どもに形成される(Goldberg, Grusec & Jenkins, 2005)。

虐待やネグレクトなどの不適切な養育は、子どもに安全感・安心感を積み重ねる経験とはならないため、子どもの安定したアタッチメント形成は阻害される。被虐待体験のある子どものアタッチメントスタイルは8割が無秩序・無方向型と報告されており、アタッチメント障害と診断される場合もある。無秩序・無方向型のアタッチメントを持つ子どもは、3歳以降になると、不安を高めないように親をコントロールすることで安定を図ろうとする統制行動が定着すると考えられ

ている（遠藤・佐久間・徳田・野田、2011）。

里親委託に措置される子どもの多くが生活していた児童福祉施設ケアがもたらす問題として、多くの職員が入れ替わりケアをおこなう施設ケアの問題(Roy et al., 2004)や施設職員の養育の質により、アタッチメントの形成が阻害されていること(The St. Petersburg-USA Orphanage Research Team, 2005)が示されており、養育者の養育の質、および養育者自身のアタッチメントの安定性が、子どものアタッチメントの安定性やこれに関係する子どもの心理社会的な問題に影響するという報告がある(Dozier, Stovall, Albus & Bates, 2001)。

里親養育とアタッチメント

里子は一度獲得した不安定な内的作業モデルによって、新しい養親との関係を構築することから、たとえ里親が安定した関わりを行っていても、新たな環境からポジティブな機会を十分に受けられない可能性があることも示唆されている(Hodges, Steele, Hillman, Henderson & Kaniuk, 2003)。不適切な養育環境で育った子どもが身につけた親との関わり方を、里親とも継続するため、里親は否定的な感情を惹起しやすく、里親の混乱や疲弊につながると考えられており、里親の養育困難感の要因としても子どもの行動の意味がわからないことなどが挙げられている(御園生, 2008)。実際に、里親家庭で安定した生活を送るようになって、子どもの問題行動が落ち着くまでに多くの時間がかかることが指摘されている(櫻井, 2005)。こういった課題には、里親の子どもの問題行動の理解とそれに伴う養育の見通しが必要であるが、個人によって異なる里子のアタッチメントの状態や生まれ育った養育環境、および安定したアタッチメントを形成するために必要とされる里親の感性やリフレクティブ機能(Allen & Fonagy, 2006)、加えて両者の作り出す相互作用の相違があるため、現在、里親対象に実施されている一律な講義形式やグループワークの研修会では、子どもの行動を理解し、見通しをもって養育できるような支援は難しい。

里子とアタッチメントに関連する課題の現状

深谷らは里親が置かれている状況や里子養育の状況を検討するために実施した、平成24年の養育里親1209件を対象とした調査(回収率54.1%)において、

アタッチメント形成を「気持ちの通じ合い」をきずなの形成として捉えて項目を設定したところ、3割以上の里親が里子とのきずなの形成につまずきを経験していると報告し(里親の3.5%が「どうしても気持ちが通じ合わない」、28.9%の里親が「時々、通じないと思うことがある」に回答)、養育を返上した元里親の数を加えるときずなの形成不全の割合は多数におよぶと指摘している(深谷・深谷・青葉, 2013)。そして、不適切な環境下で成長した里子たちは、主要な養育者との「アタッチメント形成」に失敗し、里親にアタッチメント行動を示さない場合が多く、その結果、里親も里子とのつながりの感覚を持つことが困難になり、里親の苦悩を高めると説明している(深谷他, 2013)。

さらに深谷らは、きずなの形成と、里親の実子の有無、委託開始年齢の関連を検討し、二要因ともに相関は見られなかったが、委託開始年齢では、1歳未満で委託された場合には、気持ちが「わりと通じる」31.7%、「とても通じ合う」50.2%、2項目を合計した81.9%の里親が気持ちの通じ合いの体験があると回答し、気持ちの通じ合い体験は加齢に伴って減少し、6歳以上では51.6%となり、発達段階の早期に委託されることが望ましいと示している。加えて、委託まで生活していた環境と気持ちの通じ合わない割合は、乳児院から：5.6%、乳児院と養護施設から：36.9%、養護施設から：45.2%であり、気持ちが通じ合うと感じられる割合と虐待体験の関連は、虐待体験のない子31.7%、虐待体験のある子27.2%で両群に有意差が見られると報告している(深谷他, 2013)。

「気持ちの通じ合い」をアタッチメント形成の質問として捉えていいのか検討する必要があると深谷ら(2013)自身も述べているが、アタッチメントは、不安を養育者から鎮めてもらい、安心感を高める機能であり、情緒的な絆でもある(数井・遠藤, 2005)ことから、「気持ちの通じ合い」もアタッチメントのある一部を表しているようにも捉えられるかもしれない。また、アタッチメントに関する質問項目として設定されていないが、里子の性格の特徴として、「人への警戒心」と「セルフ・コントロールの困難さ」も報告されているが、この性格特性もアタッチメントに関連する課題として考えられよう。

児童福祉施設にて養育を受ける子どもに虐待体験と、施設ケアによるアタッチメントに起因した心理社会的問題行動が多くみられることも報告されている

(Chisholm, 1998)。行政が里親委託にアタッチメント形成の役割を期待するならば、アタッチメントに焦点をあてた個別的で継続的な支援が必要と考えられるが、現状の支援過程のモデルとして位置づけられてはいない。

里親支援としての、アタッチメントに焦点をあてた介入

親以外の特定の養育者の安定したかかわりによって、安定したアタッチメントの促進やアタッチメント障害の症状が緩和することも示され(Zeanah & Boris, 2000)、里親に対するビデオによるフィードバックとテキストによる介入によって児童のアタッチメント障害の症状が緩和したことも報告されている(Juffer, Bakermans-Karenburg & van IJzendoorn, 2005)。

我が国においても児童養護施設の職員や里親と、重篤な課題を持つ高年齢幼児や学童とのアタッチメント関係を促進しつつ、子どもに対してトラウマ体験の暴露を行う西澤らの取り組みにおいて子どもに対する有効性が示されている(若松・須賀・給前・水木・若林・檜原・西澤, 2011)。また、青木らの親-乳幼児療法による取り組み(青木・松本, 2006)が報告されている。さらに、徳山らが開発した児童養護施設の未就学児童とケアワーカーを対象としたアタッチメントに焦点をあてたプログラムでは、子どもの無差別的友好態度の減少とトラウマ症状の緩和が示され(徳山・森田・菊池・丹羽・三鈷・数井, 2009)、養育者であるケアワーカーに対する効果として、養育スキルの向上が示唆されている(徳山・森田・菊池, 2010)。

本プログラムの実践

里親と里子に対してアタッチメントに焦点をあてた支援が必要とされていることから、筆者らは、開発した児童養護施設の未就学児童とケアワーカーを対象としたアタッチメントに焦点をあてたプログラム(徳山・森田・菊池・丹羽・三鈷・数井, 2009)を応用した、里親と里子に対するアタッチメントに焦点を当てたプログラムを実施し、子どもに対する有効性について検討した(Tokuyama & Tanabe, 2014a; 2014b; 2014c)。プログラムの構成要素を以下に示す。里親に対しては、①アタッチメントに関連する心理教育、②養育スキルの習得として、i) 子どもに安心感を与える関わり方、ii) Ainsworth, Bell & Stayton (1974)が

安定したアタッチメントの発達に必要な養育者の要因として示した「子どものシグナルに気づき、正確に解釈し、適切・迅速な応答をするといった感性を高めること」、「そのために児童の行動・感情への理解と気づき、共感、リズムを読み取ること」、「プレイフルな関わりを促進すること」)を構成要素とした。児童に対しては、①前掲の里親の関わりによって里親に保護してもらえることへの信頼感を構築すること、②プレイにおいて、i)受容的環境の中で安心感・安全感を積み上げ他者に対する信頼感を構築すること、ii)自発性や自尊感情といった自律的側面と他者との関係性形成といった二側面に働きかけることを構成要素とした。

なお、面接時におけるコンサルテーションの基本は、セラピストが子どもの安全感・安心感と不安の程度を里母とともに考えることとし、子どものアタッチメントに関連する問題行動への対応方法として、コントロール行動に対して、問題行動は受け流し、一方で肯定的な関係を作ること、そのために安全感・安心感を与えるかかわり方と、一緒に遊ぶ時間を作ることを推奨した。

2. 目的

本研究では、本プログラムによる里親に対する効果について、里親の内省報告から検討する。

3. 方法

1) プログラム内容

本プログラムは、子どもと里親、セラピストとコ・セラピストによるプレイセッション、里親とセラピストによる面接で構成されている。

2) 調査方法

2012年7月より、2014年4月までに本プログラムの介入を終了した4ケースの里母(平均年齢48.8歳:42歳~54歳)に対して、介入終了後にプログラムを通して学んだことや気づいたことに関する内省報告の記述を求めた。

3) 結果

事例1 介入開始時里子年齢:6歳10か月

a) 子どものかんしゃくは私へのアピールであること、それに対して私が相手をすることで、ごほうびをあげ

てしまっていたこと、b) 私自身、他の実子との手前、何とか収めようとする自分がいることに気づいた。先生が2週間にあったc) 出来事を的確に分析・解説してくださり、対応の仕方も助言していただけて、それが、正に子どもの行動の変化につながったので、d) 私としては大変、大きな大きな支えとなりました。

事例2 介入開始時里子年齢:6歳9か月

a) 子どもの行動・言動に振り回されないこと、感情的にならない様に気をつけることを学んだ。

事例3 介入時里子年齢:3歳8か月

a) 子どもの行動や言動が何の信号なのか、考えるようになった。b) 甘えたいときにはできる限り甘えさせ、困っている時や痛い思いをしたときなどにはできるだけ、助けるようにして、対策がない場合も気持ちが落ちつくような言葉をかけるようにした。

事例4 介入時里子年齢:1歳10か月

以前は、一緒に遊んでいても、自分の気持ちが寄り添えずに、彼女が泣いたり、怒ったりしても「なんで」「どうしてこんなことで」と思っていました。プログラムの中で、先生方と穏やかに子どもに接し、a) いいところを見つけてくださったおかげで改めて、そのような時間の積み重ねこそが大切だと思いました。b) 具体的に言葉を添えて見守ることは子どもにとって見てもらっている安心感や共感してもらっているという実感に結びついて安定しているということも学びました。

里親へのケアは、さまざまな角度から改善されているようですが、ここまでじっくり関わっていただくことは、難しいのが現状です。短いスパンで、定期的に関わっていただいたことは、私達にとっては大きな意味を持つ時間でした。共に子どもと関わる時間を持ち、実際にc) 子どもを見て理解していただいたり、親とのカウンセリングの時間もとっていただいたりと、両方向から理解し、アドバイスいただけるのは本当に貴重です。

4) 考察

事例1-a) "子どものかんしゃくは私へのアピールであること、それに対して私が相手をする"ことで、ごほうびをあげてしまっていたこと", 事例2-a) "子

どもの行動・言動に振り回されないこと"といった内省報告の内容がアタッチメントの視点から焦点を当てたコントロール行動の理解と対応に該当するものと考えられ、適切な理解と対応が促されたと考えられる。さらに、事例3-a) "子どもの行動や言動が何の信号なのか、考えるようになった",あるいは、3-b) "甘えたいときにはできる限り甘えさせ、困っている時や痛い思いをしたときなどにはできるだけ、助けるようにして、対策がない場合も気持ちが落ちつくような言葉をかけるようにした"は、安定したアタッチメント形成を促す養育者の感性としてエイズワースら(Ainsworth et al.,1974)が示している、子どものシグナルに気づき、正確に解釈し、適切・迅速な応答をすることに相当するものであると考えられ、本プログラムによる里親の感性向上が示唆されよう。

さらに、感性を高めるために児童の行動・感情への理解と気づき、共感、リズムを読み取ること、プレイフルな関わりを促進することが示されているが(Ainsworth et al.,1974)、事例4-b) "具体的に言葉を添えて見守ることは子どもにとって見てもらっている安心感や共感してもらっているという実感に結びついて安定しているということも学びました"といった内省報告がその内容に相当するものと考えられる。

事例1, 2ではアタッチメントの視点からの問題行動の理解と対応に関連する内容が抽出され、事例3, 4では安定したアタッチメント形成を促す感性に関する理解が抽出されたことは、本プログラムが里親にアタッチメントに関連する理解を促し、里親の感性を高めたものとも考えられる。

里親の内省報告は、里子の年齢によって異なり、事例1, 2は小学校1年生であるが、ともに問題行動への対応が気づきとして抽出されており、事例3, 4は介入時年齢が3歳と2歳未満であり、問題行動よりも子どものシグナルの読み取りや安心感・共感といった点が抽出されている。これは、アタッチメントの発達、3歳以降には異なり、目的修正的なアプローチを実行するようになることや(遠藤, 2005)、無秩序・無方向型アタッチメントに見られ、3歳以降に定着することが示されている養育者を統制する行動(コントロール行動)に関連するのかもしれない。気持ちの通じ合い体験は加齢に伴って減少し、6歳以上では51.6%となるといった深谷他(2013)の調査結果もこれらの問題行動に起因しているのかもしれない。

前掲した内省報告以外に本プログラムでは、プレイセッション終了後のセラピストと里親の面接において、里親に気づいたことや思ったことを述べてもらうが、里親が内省することの意義として、メンタライゼーション(自他の感情や認知の理解)といった視点からも考えることができるかもしれない。里親のメンタライゼーション能力が子どもの安定したアタッチメントの形成につながると示されていることから、プログラムによって子どもの安定したアタッチメントが促進された可能性があろう。

セラピストに求められる内容としては、事例1-c) "出来事を的確に分析・解説してくださり、対応の仕方も助言していただけて、それが、正に子どもの行動の変化につながった"といった報告にも示されているように、行動分析と対応方法の助言が挙げられる。さらに、4-a) "いいところを見つけてくださったおかげ"では、里母が煮詰まり、子どものある一定の側面に目が向きがちである状態から、視点を変換する役割がセラピストに求められているとも考えられる。このように、アタッチメントに焦点をあてたプログラムでは、セラピストのスキルとして、アタッチメントの視点からの子どもの行動分析と対応方法、それに伴う視点の変換が必要であることを示す。

加えて、アタッチメントに関連する内省報告以外に本プログラムが影響を与えるものとして、事例1-d) "私としては大変、大きな大きな支えとなりました",事例4-c) "子どもを見て理解していただいたり、親とのカウンセリングの時間もとっていただいたりと、両方向から理解し、アドバイスいただけるのは本当に貴重です"に示されるように、里親の話の聴き、寄り添うことが、本プログラムの重要な構成要素であることが明確になった。セラピストは、カウンセリングを目的として面接しているのではないが、養育の悩みを聴き、一緒に子どもの不安と安心感といった情緒の程度やそれに起因する問題行動について考える時間が里親にとっては支えられていると実感する時間であったとも言えよう。セラピストは、里親の安全感・安心感を確保し、寄り添うといったアタッチメント対象と同様の役割を担うことも示唆された。

里親に対してアタッチメントの視点からの理解を促すことで子どもに肯定的な変化が生じ、さらに里親の支援になることが示唆された。このことは、里親と里子に対するアタッチメントの視点による個別の支援が、

里親と里子に対する支援として必要なことを示していると考えられよう。

本研究では対象者数が少ないことから、今後、対象者数を増やし、本プログラムの里親に対する要因をさらに検討する必要がある。さらに、里親の内省報告の内容と里子の変化との関連を検討することで、支援における強調点を明確にしたい。

謝辞：本研究にご協力いただきました里親と里子の皆様に深謝します。

付記：本研究は、科学研究費助成事業 里親と里子に対するアタッチメントに焦点をあてたプログラムの開発(平成24年度～26年度：課題番号：24530748)の助成を受けて実施しました。

<文献>

- Ainsworth, M. D. S., Bell, S.M. & Stayton, D. (1974). Infant-mother attachment and social development: Socialization as a product of reciprocal responsiveness to signals. In M. P. Richards (Ed.), *The integration of a child into a social world*. London: Cambridge University Press, pp.99-135.
- Allen, J.G. & Fonagy, P. (2006). *Handbook of Mentalization-Based Treatment*. NJ: Wiley.
(J.G. アレン・P. フォナギー (編) 狩野力八郎 (監修) 池田暁史 (訳) (2011). *メンタライゼーション・ハンドブック——MBTの基礎と臨床——* 岩崎学術出版社)
- 青木豊・松本英夫 (2006). 愛着研究・理論に基礎づけられた乳幼児虐待に対するアプローチについて 児童青年精神医学とその近隣領域, 47, 1-15.
- Bowlby, J. (1969/1982). *Attachment and loss. Vol.1. Attachment*. NY: Basic Books.
(ボウルビィ J. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子・黒田聖一(訳) (2000). *母子関係の理論 I —— 愛着行動 ——* 岩崎学術出版社)
- Bowlby, J. (1973). *Attachment and loss. Vol.2. Separation*. NY: Basic Books.
(ボウルビィ J. 黒田実郎・岡田洋子・吉田恒子 (訳) (2002). *母子関係の理論 II —— 分離不安 ——* 岩崎学術出版社)
- Chisholm, K. (1998). A three year follow-up of attachment and indiscriminate friendliness in children adopted from Romanian orphanages. *Child Development*, 69, 1092-1106.
- Dozier, M., Chase, K.S., & Albus, K.E., (2001). Attachment for infants in foster care: The role of caregiver state of mind. *Child Development*, 72, 1467-1477.
- 遠藤利彦 (2005). アタッチメントの基本的枠組み 数井みゆき・遠藤利彦 (編) アタッチメント —— 生涯にわたる絆 —— ミネルヴァ書房 pp.1-31.
- 遠藤利彦・佐久間路子・徳田治子・野田淳子 (2011). 乳幼児のこころ —— 子育て・子育ての発達心理学 —— 有斐閣アルマ
- 深谷昌志・深谷和子・青葉紘宇 (2013). 社会的養護における里親問題への実証的研究 —— 養育里親全国アンケート調査をもとに —— 福村出版
- Hodges, J., Steele, M., Hillman, S., Henderson, K., & Kaniuk, J. (2003). Change in attachment representations over the first year of adoptive placement: Narratives of maltreated children. *Clinical Child Psychology and Psychiatry*, 8, 351-367.
- Juffer, F., Bakermans-Karenburg, M. J. & van IJzendoorn, M. H. (2005). The importance of parenting in the development of disorganized attachment: Evidence from a preventive intervention study in adoptive families. *Journal of Child Psychology and Psychiatry and Allied Disciplines*, 46, 263-274.
- 数井みゆき・遠藤利彦 (2005). アタッチメント (愛着) 障害と測定尺度の作成 平成14年度～平成16年度科学研究費補助金基盤研究 心的外傷経験が行動と情動に与える影響について —— 乳児院と家庭群の比較 —— (主任研究者数井みゆき) 報告書 pp.13-35.
- 厚生労働省 里親制度等について (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html 2014年8月21日閲覧)
- 厚生労働省 社会的養護の現状について(参考資料)平成26年3月 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/>

- syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf
2014年8月21日閲覧)
- 御園生 (2008). 里親養育とアタッチメント——特集
アタッチメント——. 子どもの虐待とネグレクト,
10, 307-314.
- 森田展彰 (2007). 児童福祉ケアの子どもが持つアタ
ッチメントの問題に対する援助
数井みゆき・遠藤利彦 (編) アタッチメントと
臨床領域 ミネルヴァ書房 pp.186-210.
- 櫻井奈津子 (2005). 委託児童の状態, 問題について—
被虐待児受託里親の支援に関する調査研究 (その
2) 委託児童に関するアンケート調査 (c票) の
結果と考察. 新しい家族 (養子と里親を考える会),
46, 27-47.
- 徳山美知代・森田展彰・菊池春樹・丹羽健太郎・三
鉦泰代・数井みゆき (2009). 児童養護施設の被虐待
児童とケアワーカーのアタッチメントに焦点をあ
てたプログラムの有効性の検討. 子どもの虐待と
ネグレクト, 11, 230-244.
- 徳山美知代・森田展彰・菊池春樹 (2010). 児童養護施
設の被虐待児童とケアワーカーを対象としたアタ
ッチメント・ベイスト・プログラム —— ケアワー
カーに対する有効性の検討 —— 子どもの虐待と
ネグレクト, 12, 398-410.
- Roy, P., Rutter, M. & Pickles, A. (2004).
Institutional care: Association between over
activity and lack of selectivity in social rela
tionships. *Journal of Child Psychology and
Psychiatry and Allied Disciplines*, 45, 866-873.
- The St. Petersburg-USA Orphanage Research
Team (2005). Characteristics of children, care-
givers and orphanages for young children in
St. Petersburg, Russian Federation. *Applied
Developmental Psychology*, 26, 477-506.
- Tokuyama, M. & Tanabe, H. (2014a). A case
study for foster mother and foster child with
attachment issues. European Society for
Trauma and Dissociation 2014 Conference,
Program book, 63.
- Tokuyama, M. & Tanabe, H. (2014b). A case
study of programs for foster mother and
foster child with issues related to attach
ment. World Association of Infant Mental
Health(WAIMH) 14th World congress,
Program book, 156.
- Tokuyama, M. & Tanabe, H. (2014c). A case
study of an intervention focusing on attach
ment disturbances between a foster mother
and a foster child with attachment distur
bances. 20th International Society for the
Prevention of Child Abuse and Neglect,
Program book, 75.
- Zeanah, C.H. & Boris, N. (2000). Disturbances
and disorders of attachment in early child
hood. In C.H. Zeanah (Ed.), *Handbook of in
fant mental health second edition*. NY:
Guilford Press, pp.353-368.
- 若松亜希子・須賀美穂子・給前麻実子・水木理恵・若
林万里子・楢原真也・西澤哲 (2011). 子どものア
タッチメント (愛着) とトラウマに焦点をあてた
心理療法の有効性の検討. 子どもの虐待とネグレ
クト, 13, 255-268.

幼少期の子ども「神的なもの」に関わる一考察

橋田 重男

A Study on Children's Association with Divinity in Childhood

Shigeo KITTA

1. はじめに

大人は一般的に、困った時の神頼みのように窮地になると神にすがることがあるが、日常的には神の存在の意識は薄い。それに比較して、幼少の子どもは大人よりも神様の存在を信じる傾向があるとされてきた。しかし、現在の子どもは過多とも思われる情報を簡単に得たり、気軽にバーチャルな体験ができる便利な生活を送ったりしている。その一方では、神秘性・不思議さ・神懸かりなこと等に、実生活の中で関わることは少なくなっている。ドキドキしたり、怖いもの見たさであったりするような感覚の実体験も減少している。これらの体験には、神様にまつわる「神的なもの」が関わっていることが多い。こうした体験が印象的なものとなり、一生涯の記憶に留まることも少なくない。

他方、子ども自身の存在を考えると、まず子ども自身が「神からの授かりもの」としての存在であり、「子ども七つは神のうち」と言われるように、子どもは生まれてから7歳までは村の産神様に守られると考えられてきた。生後間もなくの産土神⁽¹⁾に参拝するお宮参りから、七五三の儀式に至るまで、子どもは神の加護の対象としての存在でもある。またこの時期の子どもには、物に命や感情があるように思う心理的な特性がある。例えば、女の子が花に向かい、生きている人と同じように話しかける、木の切り株が人のように見える、などがある。また、小学生以後の特に中学年以上においては、神との関わりが薄れていくと共に、学習内容が抽象化していく。時として学習指導要領のもと、机上の知識の教え込みになってしまうようなことも見られる。しかし、子どもは本来、豊かな体験を通して、五感を十分に働かせて発達していくものであ

る。そこで子どもには本来「神的なもの」があることを意識しながら、保育・教育を進めることが求められる。本論では、このような神に加護された子ども自身とともに、子どもの持つ神的な認知の特徴と合わせて、「神的なもの」と呼ぶこととする。また、幼少期の子どもとは、後述の山羊足っ子の時期の区分をもとに「保育所や幼稚園の幼児及び小学校低学年(1~2年)児童」と捉えることとする。

2. 幼少期の捉え

(1)「山羊足っ子の時期」の定義

教育学者のモーリス・ドベスは『教育の段階』⁽²⁾において、3~7歳を「山羊足っ子の時期」と定義している。この山羊足っ子の命名は、下半身が山羊である牧神「パン」の姿に由来している。この時期は、混同心性的思考、即ち自己中心性の発達段階のために自己と他との区別が不完全で、他人の立場に立てないことが特徴である。そのため「最も子どもらしい時期」であるとドベスも述べている。この時期は、擬人化的思考をしたり、物事をまだよく分化されていない全体として知覚したりするなどの傾向が見られるとされる。

(2)ピアジェの認知発達レベル

心理学者ピアジェは発達段階での子どもの思考特徴の区分において、2~7歳を「前操作的段階」⁽³⁾と定義している。この段階の心的な特徴として、自分の視点から離れて他者の視点をとることができない「自己中心性」、無生物にも生物学的な命や感情があるという「アニミズム的思考」、見かけへのとらわれやすさ、等を挙げている。これらは、自己中心性の物の見方・世

界観に拠るものである。現実と想像が混在し、夢や物語の世界に生きている状況で、ここに子どもの神的なものが認められる。また、ウェルナーは日常目にする無生物に対して、表情や情緒を持ったものとして捉えることを「相貌的自覚」と呼んでいる。これらの特性の見られる時期は、前述の山羊足っ子の時期とほぼ重なっている。

3. 子どもと神との関わり

(1)幼稚園教育要領などでの扱い

「期待される人間像」⁽⁴⁾ が文部科学省から示され、その内容を受けて、それ以後の幼稚園教育要領においては「環境」の内容の取り扱いの中で、「畏敬の念」⁽⁵⁾ が表記されるようになった。子どもを取り巻く様々な環境の中で、神的なものを含めた自然などへの思いを養うことをねらっている。保育所保育指針では、前回改訂(1999年)まであった「畏敬の念」の表記がなくなり、「その大きさ、美しさ、不思議さなどに気づく」に変更されたが、「畏敬の念」に繋がる記述としては残されている。小学校学習指導要領においては、総則の教育課程編成一般方針の中の道徳教育に関わり、「生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし(以下略)」と「畏敬の念」が記述されている。

(2)フレーベルの「子どもの神性」

フレーベルは『人間の教育』の中で、「教育は、人間をして、自己自身および人間を認識せしめ、さらに神および自然を認識せしめ(以下略)」また「全ての人間に神性が宿っている」としている。「子ども神性論」⁽⁶⁾において、特に教育に関して、「子どもに内在している神的なものの自然な展開をできる限り妨げないようにすること」を重要視した。その上で、子どもと神との媒介として、教育的な遊具・作業具である「恩物(Gabe)」を開発した。

(3)「子ども七つは神のうち」の意味するもの

子どもは産神様によってその加護の下、7歳まではのびのび育てられるとされている。誕生後初めて氏神さまにお参りするお宮参りに始まり、男児の3歳と5歳、女児の3歳と7歳に、11月15日晴れ着で氏神様にお参りする七五三が子どもの儀礼としてある。これは体力的に弱い幼児が順調に成長していくように願っ

て行われてきた。また、子ども自身が授かり物として神に近い存在として考えられたことにもよる。それまで、このように子どもに神的なものとして宿る存在があるとされる。また、年中行事や祭りにおいて、子どもが「稚児」として神聖視され、参加することもある。それ以後は神の加護から離れて、大人への成長を続けるとされる。童謡「通リゃんせ」⁽⁷⁾の歌詞にある「♪行きはよいよい 帰りはこわい」は、そのことを表しているという解釈もある。柳田は『子ども風土記』で、「神の依りたもう木から我々の中へ尊い言葉を伝えるのが子どもの役であり」と記述している。これは、子どもが神の「依り代」として考えられたことによる。

(4)子ども特有の認知「アニミズム」

子どもの持つアニミズムは、発達心理学者ピアジェの概念である、全てのものに心や生命があるという考えをもとにしている。前操作(自己中心的)段階と区分される2～7歳頃の認知発達特徴としての、事物を幻想的な主観的イメージによって知覚する「抽象的思考」や事物を簡単な言葉や見たままの姿で直感的に考える「直感的思考」との関連も考えられる。

4. 幼児の、神様に関する意識調査

(1)調査の概要⁽⁸⁾

- ①対象 山梨県笛吹市 S保育園年長児 28名
- ②方法 園児は筆答ができないため、口頭で一斉に質問し、挙手と口頭での回答を記録した。
(2014年7月18日実施)

③内容(質問と結果)

- 質問 「神様がいると思う人は？」
- 回答 いると思う 26名
いないと思う 2名
- 質問 「神様がいそうな場所はどこですか？」
- 回答 神社(2) 誰もいない所(2) 大きな木(1)
なむなむする所(1) 山の中(1) 海(1)
車庫(1) プール(1)

(2)結果から考えられること

- ・ほとんどの子ども(28名中26名)は、神様の存在を信じている。
 - ・神様がいそうな場所は、10名が神社などの具体的な場所を答えたが、残りの16名は答えられなかった。
- 答えられなかった子どもは、「どことは言えないが、

何となく神様がいるような気がする」程度感覚であった。

5. 口頭詩に見られる子どもの「神的なもの」

(1)口頭詩について

対象 読売新聞連載の「こどもの詩」⁹⁾(口頭詩) 2012年4月～2014年3月の2年間に掲載された口頭詩のうち、本論の幼少期に該当する幼児(3歳)～小学校2年生の作品41編。

この中から、子どもの神的なものが反映されていると窺えるものを筆者が任意に抽出し、以下に取り上げて考察を試みる。

(2)口頭詩に表現された、神的なものの存在の認知が窺えるもの(子どもが持つ不思議さ・神懸かりなこと・非日常なこと)

※関連する詩の一部分の事例

①「みんながみてる ながればし ながればしにおねがい」(「ほしのうた」茨城県 小1女兒)

②「えんそくは こんどのきんようびになった てるてるぼうず おねがいます(「がっかりした」宮崎県 小1男児)

③「空に黒い足あとがあった(中略)かみさまかきょ人の足あとかと思った」(「空の上の足あと」東京都 小2女子)

④「てが三本あればなーといたら おじいさんが じゃまになるがなーといました」(「てが三本」大阪府 小1女兒)

⑤「くもをつきぬけ かみなりのうちについて かぜがやんでおこちた」(「たこあげ」東京都 小1女兒)

⑥「えんぴつは1ぼん (中略) おばけはどうやってかぞえるのかな?」(「かぞえうた」神奈川県 年長女兒)

⑦「おべんとうは めをつぶってあけるとたのしい」(「おべんとう」大阪府 年長女兒)

※関連する詩全文の事例

事例①「くすのき」(愛媛県 年長女兒)

ようちえんにいくとちゅうにじんじゃがあります

そこにおおきなくすのきがあります

くすのきがあるところについて

ねがいをいいにいけば ねがいがかなうよ

<考えられる詩の背景>この子どもは神社のご神木と予想される楠のことを大人に聞いたことであろう。それ以来、楠にお願いすると、木に宿る神様が願いを叶えてくれると信じている。これは文字通り「ご神木」に神様がいると思っているのである。

事例②「こんちゅう」(大阪府 小1女兒)

あるはれたひに こんちゅうがひらひらばたばた

とびまわる ちょうもとんぼもとびまわる

きもはえていたくさはらで くさのせいもとびまわる

<考えられる詩の背景>この子どもは言葉として「草の精」と言い、草の神様の存在を信じていると思われる。また、「ばたばた」と羽ばたく音に聴覚を向け、受信している。草の精は特別なものでなく虫と同じように一緒になって動いているように見えているのである。

事例③「木」(広島県 小1女兒)

木はいいな くだものができるから

わたし 木になりたい

わたしの木に くだものがたくさんあるから

うれしくて みがなって

からだじゅうのくだものを 人にとられるとき

くすぐたくて ぐらぐらして くすぐたいから

<考えられる詩の背景>この子どもは、現実にはなれない木になりたいとの願望から想像を膨らませている。自分が木になりきって、その時の状況を「くすぐたくて ぐらぐらして」と具体的に表現している。触覚(身体感覚)を自分の体験と連動させる程の強い思いが感じられる。

(3)子どもの持つアニミズムと相貌的知覚

※関連する詩の一部分の事例

①「三かくみたいな おにぎりのかたち ちゃいろい ふくはやぶれてる」(「チューリップのきゅうこん」茨城県 小1女兒)

②「はんぶんにしたらいちごみたい くっつけるとりぼんになるよ」(「たねがとれたよ」富山県 小1女兒)

③「とうふってふにゃふにゃのくせに 手ごわいな」(「おとうふさんすう」茨城県 小2男児)

④「もしわたしがはなだったら (中略) つかれたときはみずをもらおう」(「はなだったら」大阪府 小1女

児)

⑤「シャツにアイロンをかけた (中略) シャツがげんきになった」(「おてっだい」千葉県 小1男児)

※関連する詩全文の事例

事例①「くも」(茨城県 小1女児)

お空に フランスパンのくもを みつけました
おいしそうで いちごジャムをつけて たべたくなりました

<考えられる詩の背景>この子どもは、視覚に映る形から空の雲がフランスパンに見えている。しかも、「おいしそう」という味覚まで思いが高まっている。そこから、食べたくなくなってしまふほど、思い込んでしまっている純真な心が窺える。

事例②「ほこりむし」(茨城県 小1女児)

むしみたいな ほこりがいた
ほんとうのむしみたいだった
そのほこりむしは ほんとうのむしみたいに
じどうにとんでいった

<考えられる詩の背景>この子どもは、ほこりが「いた」と、ほこりを既に生き物と捉えている。また、視覚に映る形から、虫のように見え、動きも虫のように「とんでいった」と感じている。生きている虫の動きを「自動」と見ている。虫を電池で動く機械(ロボット)の人工物と見ているところが現代っ子らしい。

6. 口頭詩から分かること

(1)五感の機能

子どもは五感を十分に働かせて、事象を知覚し、時には感動し、心のつぶやきとして、言葉(詩)に表現している。全文を取り上げた詩において、具体的な五感の機能が見られる。後半の事例②では聴覚(羽ばたく音「ぱたぱた」)、事例③では触覚(触られる感触「くすぐったい」)、事例①では味覚(パンの見た目からの味「おいしそう」)、例②では視覚(見た目の形「むしみたいな」)。

(2)「神的なもの」の意識

詩の表現を通して、子どもは「神的なもの」を意識し、知覚している。詩に表現された具体的な言葉としては、「草の精」「神様か巨人」「雷の家」「おばけ」など非日常的な神の存在につながるようなものが挙げられる。

7. まとめ

子どもの発達に関わる文献から、幼少期の子どもは「神的なもの」を持ち合わせていることが特徴であることが窺えた。それらを大人が理解し、尊重し、保育・教育活動の中で生かしていくことが求められていると考える。また、幼児と児童の枠組みに区分される時期だが、神的なものの存在が続くため、継続的な発達を保障するような配慮も必要だと思われる。

8. おわりに

本論では、子どもの口頭詩に着目して、子どもの神的なものの検討を試みた。詩を通して、言葉の中に神的なものが込められていた。今後は、他の要素や手法で子どもの神的なものが反映していることを確認したいと考える。例えば、一定条件下での心理学的実験や丁寧な個別の聞き取りなども考えられる。

<註>

(1)産土神

産(ウブ)と土(スナ)とを合わせた、生まれた土地の守り神で、近世以降は産神や氏神、鎮守の神とはほぼ同義になっている。

(2)『教育の段階』

モーリス・ドベスは、誕生から青年期までの期間を教育における発達段階として、5段階の時期に区分した。「山羊足っ子の時期」は、「保育期」と「学童期」との間に位置付けられている。

(3)前操作的段階

ピアジェの思考発達論での、「感覚運動期」(0～2歳)と具体的操作期(7～12歳)の間に位置付けられ、この時期は、自己中心的段階で自己と他者との区別が曖昧で、自己の内面にある感情や欲求を外界にそのまま投影する特徴が見られる。

(4)期待される人間像

1966年に中央教育審議会が答申したもので、後期中等教育の拡充整備とともに、青年に愛国心や遵法精神を育成することが強調された。

(5)畏敬の念

崇高、偉大なものをかしくまり敬う心を指し、道徳の項目の中の、「主として自然や崇高なものとのかわりに関すること」に該当する。

(6)子ども神性論

フレーベルの教育観、子ども観の柱になる考え方で

ある。子どもにも神性が宿っているから、それをゆがめないように伸ばすことが教育であるとした。幼児教育には精神の形成に向け適当な材料が必要として、積み木などの恩物(Gabe)を考案した。

(7)童謡「通りゃんせ」

「(前略)この子の七つのお祝いに お札を納めに参ります(中略)行きはよいよい帰りは怖い 怖いながらも通りゃんせ通りゃんせ」の歌詞は、七五三参りの情景で、帰りには神の加護から離れることを表しているとも解釈されている。

(8)神様に関する調査

「Sense of Place(場所の感覚)」に関わる調査を行った際の調査項目の一部であり、そのうち神様に関する質問の部分を本論で取り上げた。

(9)読売新聞連載「子どもの詩」

幼児については、保育者や保護者などが聞き取ったものを記録し、投稿したものである。児童については、主に本人が書いたものに教師が指導を加え、多くは学校単位で投稿している。また投稿された作品の中から、選者(詩人の長田弘氏)が選出し、掲載、連載されている。

<参考文献>

モーリス・ドベス 堀尾輝久・斎藤佐和訳『教育の段階』岩波書店 1982

フレーベル 荒井武訳『人間の教育』岩波書店 1964

柳田国男『こども風土記』岩波書店 1976

橋田重男『かけがえのない幼少期』V2 ソリューション 2014

橋田重男「子ども時代の原風景に関わる一考察」『信州豊南短期大学研究紀要』2011

中道圭人「神様は何でもお見通しか? 幼児における神様の超自然的知覚についての概念」『常葉学園大学教育学部紀要』2012

坊垣友美「現代の五感の様相と五感を開く意義」『近大姫路大学教育学部紀要』2010

レイチェル・カーソン 上遠恵子訳 『センス・オブ・ワンダー』新潮社 1996

小田豊・湯川秀樹編著 『保育内容 環境』北大路書房 2006

宮脇昭・板橋興宗 『鎮守の森』新潮社 2000

焼津市中心市街地活性化のための基礎研究

岩 本 勇

A Study on the Activation of the Central Area in Yaizu

Isamu IWAMOTO

要約

焼津市中心市街地活性化計画では、ターゲットとすべき顧客層を地域住民、焼津市民、市外観光客の3グループに分けて検討が行われている。それぞれのターゲット・グループは、中心市街地に求める機能が異なり、そのために活性化の方策はその都度ターゲットと活動内容を検討する必要がある。地域住民に対しては「豊かな生活環境」が求められ、焼津市民からは中心市街地に相応しい「街の顔」としての機能が求められ、市外観光客からは「魚の街」として他地域では味わえない焼津ならではの魅力が求められている。活性化事業の活動一つ一つに、これらの戦略的要素を検討した取り組みが求められる。文献研究、先進地視察から、焼津市の活性化策について考察する。

キーワード： 中心市街地、境港商店街、枕崎商店街

1. はじめに

大型チェーン店の台頭により、全国の商店街は衰退の一途にある。焼津市中心市街地においてもシャッター通りと称されるごとく、年々来街者が減少し、かつて賑わっていた商店街は変容した。

そこで平成24年度には、焼津市中心市街地活性化基本計画を策定し、街の再生を図るためのビジョンを作成した。その活性化手法とは、本商店街が立地する地域特性を踏まえ、その地域への貢献度を高め、地域に無くてはならない機能を付与する活動である。

具体的には、周辺住民の高齢化率が35%であること、港町であること、水産業及び水産加工業が主要産業であることを考慮し、これらの条件を最大限有効に活用して、街の機能を再生させる取り組みである。

本研究では、焼津の特性に似た商店街の先進地視察を通じて、焼津市の中心市街地活性化の方向性を検討した。

2. 中心市街地活性化事業における先行研究

2-1 中心市街地をめぐる現状

中心市街地は商業機能や行政機能、居住機能などの都市機能が集積する地域の中心部分であり、地域経済にとって大きな役割を果たしている。しかし、近年ではその多くが郊外に移転している状況にあることから、中心市街地の空洞化が問題となってきている。

2-2 郊外化とモータリゼーション

日本の都市郊外の拡大の背景には、戦後の高度経済成長にともなう都市への人口集中、急増する都市人口へ対応するための郊外開発、それらを支えるモータリゼーションなどが挙げられる。

1960～70年代の高度経済成長は、都市中心部への産業集積、人口集中を引き起こし、地価の上昇をもたらした。その結果、都市郊外においてニュータウンと呼ばれるような住宅地が次々と開発された。また、都市の郊外化と同時期に自動車が普及し始め、モータリゼーションが進行した。

市街地では交通渋滞を解消するためにバイパスを建設するなど、自動車道路網が整備されていった。この

交通インフラの整備を機会として、郊外のロードサイドに大型ショッピングセンターや家電量販店、娯楽施設などが軒を連ね、一大商業地域を築き上げた。更には、役所や病院、文化施設といったような公共サービスを提供する施設も敷地やコストを理由として郊外に転出している。

このように、居住、商業、行政が郊外に移転している状況が、中心市街地の空洞化を進め、シャッター街が形成されるなど地域の衰退を顕著にした。それに加え、近年ではどこの都市郊外も全国展開している大型ショッピングセンターなどによって占められ、郊外の「ファスト風土」化が進んでいると指摘されている。

2-3.ファスト風土

ファスト風土とは、郊外のロードサイドに大型ショッピングセンターなどが出店することによって、本来地方都市がそれぞれ持っている固有の風土がファストフード店のように全国一律、画一的なものになってしまうということを表した、三浦展の造語である。

ここでは三浦展が指摘するファスト風土化の問題点について7点挙げてみよう。

①世界の均質化による地域固有の文化の喪失

本来風土というものはその土地の自然に制約され、その土地の産業、職業を規定し、そこからさらに生活や文化を規定する。ところが、その風土がファスト風土化するということは、日本の中の、もちろん世界の中の無数の地域の個性が失われ、文化が消滅するということである。

②環境・エネルギーへの負荷

郊外に住み、郊外で働き、郊外で買い物をするというライフスタイルは、自動車がないとありえない。しかし、そのライフスタイルは、石油を大量消費し、排気ガスを大量に排出し、温暖化を促進し、環境に対して大きな負荷を与える。しかも現在、日本の地方郊外のショッピングセンターは365日営業、フロアによっては24時間営業をしている。その間、広々とした空間を全館冷暖房にしており、そこで使われる電気の量たるや想像を絶する。

③繰り返される破壊による街の使い捨て

新しい郊外が形成されることによって、旧郊外は次第に廃れていく。比較的大規模なスーパーマーケットが閉店すると、そのまわりの専門店も次第に閉店していき、地域全体が廃墟になっていく。さらに将来、今できたばかりの新しい郊外も、さらなる地域間競争に

よって衰退し、廃墟化する可能性もある。

④流動化と匿名化による犯罪の増加

道路網の整備は、行政単位や地形に規定された地域の境界を越えて、人と物の移動を活発にした。各地域には、そこに住まず、働きもしない人々が、買い物のため、レジャーのため、あるいは仕事のために、大量に行き来するようになった。そもそも、なぜ犯罪は都市で多かったのかといえば、都市は流動的で匿名的な空間だからである。

⑤大量浪費空間の突如出現による現実感覚の変容

田んぼの真ん中に、非常に短期間に、巨大なショッピングモールができ、その周辺にも大規模な量販店などが次々と出店すれば、その合計が何十万平米にもなる。そういう郊外農村部の変容ぶりは、おそろしく激しいものであり、そこに住む人々にとって、非常に大きなショックをもたらすのではないか。

⑥手軽な大量消費による意欲の低下

地方のショッピングモールに行けば、CD店もあれば、書店や雑貨店などもある。地方の若者にとっては、このような拠点が地元でできるのはうれしいに違いない。しかし、見方を変えれば、それは、なにも無理をして東京に行く必要がなくなったということである。つまり、意欲を持たなくても満足できてしまう。

⑦生活空間の閉鎖化による子どもの発達の阻害

ファスト風土は閉じた空間である。マイホームから必要なときだけマイカーに乗って、ショッピングモールに行って帰ってくる。それは一見、距離的にはかなりの移動をしているが、心理的には閉じた空間の中を行き来しているだけではないだろうか。

商店街では、ものの売買には会話が発生しコミュニティが構築されていくが、ファスト風土にそれはない。あるのはマニュアルに沿った応対だけであり、コミュニケーションがなくなっている。コミュニケーションは人間の社会生活において必要なものであり、その機会が減るということは他者や社会とのかかわりが希薄化する。

このように都市本来の景観が、ファスト風土化によって全国均一な景観に変わっていくということは、その地域の文化やそこに住む人々のアイデンティティが喪失していくということにもつながる。ファスト風土化はわれわれの内面までも変え、さらに地域性の崩壊を著しくしている。

2-4 流通政策の歴史の変遷

それでは現在に至るまで、国はどのような施策を作り、流通システムや街づくりに影響を与えたのか。ここでは流通政策の歴史的な変遷を振り返り、現在の中心市街地の形成について考察する。

2-4-1 百貨店法

それでは流通政策について確認する。まず百貨店法について。日本における百貨店の創立は、1904年の三越呉服店の設立と翌年のデパートメントストア宣言が始まりといわれている。当初、百貨店は富裕層向けの高級品を中心として取り扱っていたのに加え、下足預かりの制度によって誰でも気軽に立ち寄れる場所ではなかった。

しかし、大正時代以降に新規百貨店の参入や百貨店の取り扱う商品の拡大、大衆化路線への転換が進み近代百貨店としての形態が整えられた。この百貨店の大衆化路線を象徴する出来事として、それまで利用者を限定していた下足預かりの禁止が挙げられる。

百貨店の大衆化路線への転換は、中小小売店の領域へと進出していくことを意味しており、百貨店と中小小売店の両者の間に摩擦を生みだし、世界的不況による経済の悪化を境により激しい競争となった。中小小売店は経営悪化を改善しようと様々な策を立てたがあまり効果が上がらず、経営を圧迫している要因を百貨店に求めていくようになったのである。

政府は百貨店と中小小売店の対立を解消するために、1937年に第一次百貨店法を制定した。第一次百貨店法の内容としては、百貨店の定義、新設・拡張・出張販売、閉店時刻・休業日、百貨店組合、諮問委員会などに関する27条からなる。

百貨店は、同一店舗内において衣類や食料品類、住居用品類、その他雑品類の中から2種類以上を取り扱い、売場面積は大臣指定の都市では3000平方メートル以上、その他の地域では1500平方メートル以上とされた。また、百貨店の開業や拡張、出張販売については許可制となり、一定の基準や条件を満たさなければこれらは認められなかった。

しかし、当時の社会状況は第二次世界大戦が始まる時期で統制経済が進められていたために、百貨店法の規制の実体はほとんどなく戦争終結後に占領軍によって廃止された。

戦後の混乱が収まり、朝鮮戦争の特需を契機として日本経済の復興が進む中で新規百貨店の建設や既存百

貨店の拡張が再開された。これにより、再び百貨店と中小小売店との間の摩擦が大きくなり、百貨店を規制する新たな法律制定に向けた運動が展開されることとなった。

そして、1956年に百貨店業の事業活動を調整し、中小小売店の事業活動の機会を確保することを目的とした第二次百貨店法が制定された。第二次百貨店法は第一次百貨店法を引き継いだものであり、24条で構成されている。

第二次百貨店法では、百貨店を新・増設または合併するとき百貨店審議会が百貨店所在地の商工会議所や利害関係のある事業者の意見を聞き、それを基に通商産業大臣が許可・処分することと定められている。その百貨店審議会の会長及び委員は、学識経験のある者から任命されると新たに規定された。

2-4-2 大規模小売店舗法(大店法)

日本経済は朝鮮戦争特需を契機に上向きとなり、1955年頃には戦前の水準に回復し高度経済成長の時代へと突入する。高度経済成長期はエネルギーが石炭から石油へと変わり、重化学工業を中心として発展し三種の神器と呼ばれるような耐久消費財が大量に生産され急速に普及した。その中で、商品流通の変革を進めたのはスーパーマーケットの成長であった。

スーパーマーケットという業態は1930年にアメリカで生まれたと言われており、ローコスト、セルフサービス、高回転経営により低価格で商品を提供していた。その後、チェーン展開や郊外立地、駐車場を併設することで急速に発達した。日本では1953年に初めてのセルフサービス店である紀ノ国屋が開店し、それ以降全国にスーパーマーケットという業態が広まっていき、チェーン展開する企業も現れた。

百貨店法の下でのスーパーマーケットは、流通近代化の担い手としてとらえられており、政府は法的規制に消極的な態度であった。そのため、スーパーマーケットの大型店化や全国規模のチェーン展開が推し進められた。しかし、このような状況が進んでいく中で生じたのが疑似百貨店問題である。大型スーパーマーケットを経営する際に、実際には百貨店法の定める床面積を超えていながら規制を免れるために、各階ごとに別系列の企業で店舗を運営するということが行われるようになり、規制を求める声がしだいに大きくなっていった。

1972年に産業構造審議会が答申で、大規模小売店と

中小小売店の調整は必要であるが、大規模小売店の自由な参入を図り、流通近代化を通じて消費者利益の確保が重要な課題だと示した。この答申に沿い通産省が大規模小売店舗法原案を作成し、1973年に修正案が国会に提出され翌年施行された。

大店法は4章21条で構成され、大規模小売店の事業活動を調整し、中小小売店の事業機会を確保すること、そして消費者利益の保護を目的とした法律である。その特徴として基準面積以上の大規模店の新・増設は従来の許可制から届出制とすること、同一建物内の店舗面積が基準を超える大規模店すべてが規制対象になったことがあげられる。

大店法では、消費者利益の大義名分のもと、流通近代化を推進するために大規模小売店の新・増設に対する規制を許可制から届出制に緩和された。ただし、届出制とはいえ大規模店の面積、閉店時刻、休業日数などに対して通産省が審査をし、勧告を行うことができるため許可制と変わらない運用をすることもできた。

しかし、同一建物内の店舗面積が基準(東京都特別区や政令指定都市では3,000平方メートル、その他は1,500平方メートル)を超える大規模店すべてが、つまり企業から建物へと規制対象が変化したのである。その結果、それまで規制を免れていたスーパーマーケットも規制対象になったが、同時に中小小売商が集まって販売する共同店舗も規制対象に含まれるようになった。

大店法成立と同時期に第一次オイルショックが起これ、日本経済を直撃し高度経済成長が終了した。その後、第二次オイルショックが起これ、1980年代まで不況期が続くこととなる。この時期、百貨店は売上高の不振などにより吸収合併されるものもあり、相対的にスーパーマーケットの地位が上がった。スーパーマーケットも不況の影響から大型店の出店数を抑える一方で大店法による規制面積以下の規模での出店を拡大し、大規模小売店と中小小売店との対立を激しくさせ、大規模小売店に対する反対運動が広がりを見せた。

大店法の改正を余儀なくされた政府は、1978年に大店法改正案を国会に提出し翌年から施行された。その主な改正点については次のとおりである。

第一に、改正前の大店法における規制対象であった大型店を第一種大規模小売店とし、新たに店舗面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満の店舗について第二種大規模小売店と名付け、規制対象とす

ることにより規制範囲が拡大された。

第二に、第一種大規模小売店舗の新・増設に対する調整や勧告については通産大臣が権限を持つが、第二種大規模小売店舗においては都道府県知事が権限を持つこととなった。そのため、都道府県レベルでも大規模小売店舗審議会を設置できるようになり、地方の権限が強化された。

これらの規制強化によって大規模小売店と中小小売店との対立緩和を図ろうとしたが、それでも大規模店出店反対運動は続き、地方自治体では独自に大型店出店凍結宣言が発せられる事態となった。このような状況の中で、1981年に通産省は大規模小売店舗の出店自粛指導はじめ、大規模小売店の出店ペースは抑制されることとなった。

1980年代後半に入り、バブル景気にみられるように日本経済が上向きになり始めたころ、小売商業の置かれる状況が変わりつつあった。大店法による規制面積以下のコンビニエンスストアの進出による小規模零細小売商の衰退や、流通規制緩和議論の始まりである。

1989年から1990年にかけて、アメリカとの貿易摩擦を背景として日米構造協議が計5回行われた。この協議では、内外価格差や排他的な商慣行、流通制度などについて議論され、特に大店法に関しては1985年の日米貿易委員会以降から対日進出を阻害するという理由で見直しを求められていた。そして、1990年に行われた第4回協議における中間報告で、大店法の規制を3段階で緩和していくこととなった。

第一段階は、規制緩和に向けて行われる法運用適正化である。まず、第一に届け出に基づく審議など出店調整にかかる期間を1年半以内とする。第二に出店処理状況の公表や行指導による出店抑制の廃止など、出店調整手続きの透明性確保により適正化を図る。第三に店舗面積の10%もしくは50平方メートル以下の増床については調整手続き不要とする。第四に輸入品売場について100平方メートル以下の増床について調整手続き不要とする。第五に規制対象となる営業時間や休業日数について、閉店時刻を午後6時以降から午後7時以降に、休業日数を月4日未満から年間44日未満へ緩和する。また、地方自治体の独自規制については、行き過ぎた規制の是正指導を行うこととなった。

第二段階は、通常国会における大店法改正案提出をめざし、そのための法案準備作業に着手することである。法改正にあたっては、消費者利益の十分な確保、

手続きの迅速性や明確性、透明性の確保、輸入拡大の国際的要請への配慮という視点から検討する内容として(i)一層の輸入拡大を目指した出店調整手続きにおける輸入品売場に関する特例措置の導入、(ii)出店調整処理期間の短縮(1年程度を努力目標とする)、(iii)出店調整手続き・機関の明確化・透明化、(iv)地方公共団体の独自規制の抑制、(v)その他である。

第三段階は、上記の本店法改正から2年後に更に本店法の見直しを行い、特定地域に関する規制の撤廃を含め、必要な検討をするという旨を明記するということである。

この日米構造協議を受け、通産省は本店法の運用適正化を盛り込んだ通達を出し、また自治省も地方自治体の独自規制是正に関する通達を出した。実質的な規制緩和に対して、大規模小売商は歓迎したが、中小小売商は反発した。しかしながら、この通達を契機として大規模小売店規制緩和がその後より推進されていく。

1992年には第二段階として再改正本店法が施行された。再改正点としては、第一に第一種大規模小売店と第二種大規模小売店の境界面積の規定を1,500平方メートルから3,000平方メートル(東京都特別区及び政令指定都市は6,000平方メートル)に引き上げられるということ。第二に大型店の出店調整を本店審に一本化するということ。第三に地方自治体が大規模小売店に対して独自規制をする場合は本店法の趣旨を尊重することが明文化された。

上記のような本店法再改正によって大規模小売店の出店が容易になったことは確かである。その影響を最も受けるのが中小小売店であり、売上高の減少や閉店に追い込まれる商店も少なくなかった。

本店法をめぐる議論が展開される中で、政府は1997年に産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会が大規模小売店舗にかかる施策やまちづくりなどについて討議を行った。

その中間答申で、本店法の見直しと大規模小売店舗立地法(以下、本店立地法)の制定、都市計画法の改正、中心市街地活性化法の制定などの提案を行った。そのうち大型店に関する政策転換の必要性として、大型店の出店に際して生じる交通渋滞や駐輪・駐車、騒音、廃棄物などの問題について、社会的要請に応えられるシステムになっていないとし、環境変化の下で本店法の有効性が低下していると指摘した。

本店法の廃止に強い反発がありながら、1998年に国

会で本店立地法案、中心市街地活性化法案、都市計画法改正案について審議を始め、可決された。これにより、店舗面積や営業時間などの経済的規制から周辺環境への配慮という社会的規制へと転換され、中小小売商の事業機会の確保よりまちづくりという観点が重視されることとなった。

本店法は百貨店法と比べて大規模小売店に対する規制が緩和されたことはたしかであるが、中小小売店との摩擦を調整する役割は多少なりとも担っていた。しかし、それでも百貨店法では中小小売店の保護という目的から行われていた規制が、本店法では流通の近代化や消費者の利益という観点が取り入れられ推し進められた。その結果、その観点到てはまらない中小小売店、とりわけ零細小売店の売り上げが落ち込むこととなった。

他方、本店法を逃れるために多くの小型チェーン店やコンビニエンスストアといった業態が発展することとなった。特にコンビニエンスストアはもともと大規模小売店の関連会社であり、その点を考えると小売商業の業界再編成のきっかけとなった法律ともいえる。

2-4-3 まちづくり3法

バブル期から始まった中心市街地の地価高騰やモーターレーゼーションの進行は大型店や公共施設を郊外に出店・移転させる要因となり、中心市街地の空き店舗、空きビルを増加させた。そして、郊外では大型店に対して駐車場不足や交通渋滞、廃棄物、騒音などの環境問題が発生し、地域住民に配慮した枠組みの制定が求められていた。

その結果、1998年に本店立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法の3法が制定され、本店立地法は2年後から施行された。これら、いわゆるまちづくり3法により小売商業の調整が行われていくことになった。

2-4-4 本店立地法

本店立地法は21条構成で、本店法から法律の趣旨が大きく変わっている。主な変更点は以下の通りである。第一条の目的において、中小小売業の事業機会の適正な確保という文言がなくなり、周辺の地域の生活環境の保持が明記された。第三条の基準面積において、都道府県が基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、条例で基準面積を定めることができる。第五条の大規模小売店舗の新設に関する届出において、当該大規模小売店

舗の所在地の属する都道府県に届け出ることとなり、休業日数や閉店時刻などの内容の届出が不要となった。第十条の生活環境の保持の配慮において、届出をした者は周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い運営しなければならない。第十三条の地方公共団体の施策において、自治体独自の施策は、周辺の地域環境を保持するという趣旨を尊重して行うこと。

大店立地法では、周辺の環境に対して配慮をしなければならなくなったために新たな規制となりうるが、大店法と比べても出店調整に手間がかからなくなり大規模小売店の出店が容易になったことは確かである。

そして、とりわけ駐車場・交通渋滞問題や騒音問題などの生活環境について配慮して出店しなければならないから、人口密度が高く広い土地の確保が難しい中心市街地よりも郊外への出店が促進される。その結果、中心市街地の衰退・空洞化がさらに進み、目的ある小売業の健全な発達が図れなくなっている。

都道府県は市町村等の意見を踏まえ、大型店に対して改善が必要であるときには勧告を行うことができる。しかし、大型店側がそれに従わない場合であっても罰則等は規定されていない。また、独自規制について地方自治体が地域的な需給状況を勘案して条例を制定することはできないことになっている。それゆえ、大規模小売店と中小小売店の利害調整やまちづくりという観点について不十分な点があり、法体系の整備が必要である。

2-4-5 中心市街地活性化法

中心市街地活性化法は41条から構成され、第1条で中心市街地の整備改善や商業等の活性化を推進することにより、地域振興、国民生活の向上に寄与することを目的としている法律である。続く第2条では、中心市街地とは都市の中心の市街地であり、都市機能が相当程度集積していることや都市活動の確保または経済活力の維持に支障が生ずる恐れがあること、市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効であることなどの要件に該当するものと位置づけられた。

同法の仕組みは、まず国が基本方針を策定し、市町村がその基本方針に基づいて中心市街地について市街地の整備事業や商業等の活性化事業などに関する基本的な計画を作成し、国と地方が一体となって事業を進めていく。そのため、中心市街地活性化推進室が設置され、市町村からの相談の対応や先進事例の情報提供、関係省庁間の連絡等の業務を行っている。

具体的な事業のマネジメントを行っていくのがTMO(Town Management Organization)である。TMOの主体は商工会議所や商工会、第3セクターなどで、基本計画に沿ってTMO構想を作成し、市町村の認定を受ければ正式に設立されることとなる。その後、取り組むべき事業内容や目標、資金などを精査しTMO計画をまとめる。その計画が経済産業大臣によって認定されると補助金を得ることができる。

TMOには中心市街地活性化を推進していく際に、協議会を開催することなどにより地元住民や商業者の合意形成を図っていくことや空き店舗を活用する取組、市街地再開発等を市町村に働きかけていくことが期待されている。しかし、多くのTMOで専属の職員を配置する資金がなかったり、TMO活動を担う専門家やリーダーシップのある人材が確保できなかったりと事業推進が困難な状況にある。

2-4-6 改正都市計画法

都市計画法が制定されてから30年が経過する間、モーターレーゼーションの進行や急速な都市化を背景として都市機能が郊外へ無秩序に拡散し、中心市街地の空洞化や環境問題などが生じ社会環境が大きく変化してきた。このような状況に対し、これまでの都市拡大とするまちづくりの考え方を転換し、地域の実情に合ったまちづくりを促進するために見直しが行われた。

1998年の改正では用途地区内に設定することができる特別用途地区について、その類型を法令などにより限定せず、市町村が地域の実情に合わせて定められるようにした。特別用途地区の種類を設定する際には、従来の特別工業地区や商業専用地区、娯楽・レクリエーション地区など11の類型も典型的なものとして活用を図るほか、地域の創意工夫を生かした自由な運用ができるようになった。これにより、地域に応じた大規模店の立地調整が行われることが期待された。

その後、2006年に再改正が行われ大規模店に係る立地規制が新たに追加されることとなった。その内容は、広域にわたり都市構造に影響を与える大規模集客施設(床面積1万を超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等)の立地にあたって、都市計画手続きを経ることとなり、立地可能な用途地域が限定された。また、市街地調整地区において病院や福祉施設、学校などの公共公益施設を立地する際にも開発許可が必要となった。

2-4-6 コンパクトシティ

高度経済成長期に大都市のみならず地方都市においても、人口増加に対応するために郊外にニュータウンと呼ばれるような市街地が開発された。市街地は徐々に拡大し、モーターゼーションの進行が交通インフラの整備を促し、郊外のバイパス沿いが開発のターゲットとなった。また、バブル経済期には都市中心部でオフィスの需要が高まり地価高騰をもたらした。その結果、中心市街地の都市機能の移転や居住人口が減少し、中心市街地空洞化が問題となった。その後まちづくり3法が制定され、その中でコンパクトシティという考え方が取り上げられるようになった。

コンパクトシティとは、基本的には人が徒歩や自転車で移動できる範囲を基準としたまちづくりであり、地域コミュニティの維持発展と地域社会の持続的発展を目指した集積型の都市である。鈴木浩氏はコンパクトシティのイメージを次のようにまとめている。

- ① 車社会を前提とした都市のあり方から軌道修正をはかる。
- ② 商業業務系を中心とした市街地であれ、工業地区であれ、あるいはまた住宅地であれ、都市的な土地利用として空洞化を抑える。
- ③ 中心市街地において商業業務機能や公共公益機能の適切な配置を図るとともに、既成市街地における居住空間に集積を誘導し、賑わいと歩いて生活できる市街地エリアを広げる。
- ④ 周辺の農業的土地利用や農業風景を維持し発展させていくエリアとの共存・共生の関係を確立し、これまでのような近郊農村地域に対して市街地の影響を与えない方向を明確にする。
- ⑤ コミュニティにおける安全・安心に居住，生活環境の形成を基礎に据える。
- ⑥ 資源問題，環境問題に適切に対応したサステナブル(持続可能)な都市形態とマネジメントを明確に位置づける。
- ⑦ これまでの自然や環境に対して敵対的であった都市の姿やその政策を根本的に修正する。

人口減少，少子高齢社会へ突入するという社会状況に直面し，それにあわせてまちを縮小させる方法を考えなければならなくなった。それは，人々の賑わいと交流のある中心市街地があり，職場と住宅地が徒歩や公共交通機関などで通うことができ，また周辺の農村や自然環境との共生によって，持続的な発展が望める

都市である。

3. 商店街の衰退についての先行研究

3-1 中沢孝夫の商店街衰退論

中沢孝夫があげる商店街の衰退の原因は次の2点である。中沢は、商店街衰退原因の1つ目は政府の行き過ぎた保護が原因であるとして、「政策がなかったからではなく、逆にありすぎたから。政治が手厚く面倒を見過ぎた事が、一部の商業・商店街の足腰を弱くした」と言う。

商店街を保護する政策はたくさんあるが、その最たるものが1973年に施行され、2000年に廃止された大規模小売店舗法である。その目的は中小小売業の保護であった。大店法の時代は、商店街はこのような政策に加えて、商店街の活動を支援する支援策も充実していた。そのため、商店街や商店主の身勝手な行動が目立つ事もあった。

例えば、政府の補助なしでは成り立たないとわかっていて、そのような活動を平気でしたり、補助金があるからその活動をすると言った、補助金ありきの活動などである。本来、規模に関わらず商売や商店街の活動は、利益を目的とし、様々なリスクを背負ってするものである。しかし、行き過ぎた保護が店主や商店街を暴走させ、自分たちで努力して商店街を活性化すると言った意識を薄れさせてしまったのであると、中沢は言う。

中沢が指摘する、2つ目は商店街とスーパーを比べた時に、スーパーの方が消費者にとって、魅力的であった事である。中沢はスーパーマーケットという1970年代に登場した流通業態が、既存商店街に大きな打撃を与えたプロセスを、次のように説明する。「日本の小さな商店(街)は、魚屋、肉屋、八百屋、豆腐屋、煙草屋、酒屋、雑貨屋、用品店といった商品別の専門店が、小さいながらも"フルセット"で存在するという形式が多かった。

どの店も『地域独占』だった。お客の方も主に徒歩と自転車で買い物をしていたので、せいぜい数キロが行動範囲だった。だから消費者には選択の余地がなかった」と言う。そのため、商店街の店が「高かろう、悪かろう」であっても、そこで購入するしかなかった。

しかし、スーパーマーケットの登場は消費者に選択の幅を拡大させた。そして、多くの消費者はスーパーマーケットを選択した。消費者がスーパーマーケット

を選択した理由は、単にワンストップ・ショッピングのもつ便利さ、価格の安さが原因ではない。それは今まで高かろう、悪かろうで商売をしてきた粗悪店を消費者が拒絶した事に他ならない。消費者が拒絶した事により、粗悪店は淘汰されるしかなかった。その結果、商店街は空き店舗が増えた。空き店舗が増えると、商業集積としての魅力が減少した。例えばA品、B品、C品が欲しい場合、一般的な消費者は3つ揃った商業施設で買物をする傾向がある。

A品は商店街で買い、他はスーパーと言う購買活動をする消費者は少ない。1つの商品だけでもなかった場合は他の商業施設に行く可能性が高まり、他の専門店も機会損失となる。更にはそのような事が続けば、消費者はその商業施設には近づかなくなる。だから、商業施設にはあらゆる専門店が揃っていただけない。

中沢は、これを商店街がスーパーとの競争に敗れた理由だという。中沢の衰退論は、地域住民への最終商品供給ルートに独占的地位を占めていた商店街が、一箇所で買物ができるスーパーマーケットという革新的な流通業態の登場により地域小売商業に質的なレベルの異なる競争がうまれたにもかかわらず、補助金や保護政策に依存し、商店街が自らの体質を変えて競争力を高めようとする意欲にかけていたことを鋭く指摘している。

3-2 菅井憲郎の商店街衰退論

菅井憲郎は、商店街衰退の原因を以下5点指摘している。

- ・ 街づくり政策の失敗
- ・ 商業政策の失敗
- ・ モーターレーゼーションへの対応ミス
- ・ 郊外化と商住分離
- ・ 主体性の欠如

「街づくり政策の失敗」は行政の街づくり政策に計画性が欠如していた事である。菅井憲郎はその原因を「大店法のもとで行われた商業調整は、既存の中小事業者の事業機会の確保を図るものであったが、都市における商業配置や立地誘導はほとんど考慮されなかったことにある」としている。

「商業政策の失敗」は百貨店法に始まり、大店法、まちづくり三法と変化してきたが、1つとして、適切な商業政策が現れなかった事である。その上で「これまでの市町村行政は商業政策については、せいぜい商

業活動調整協議会に関与するのが限界であり、ましてや街づくりにおいては、主体的な役割を担っているとの意識を有しておらず、ましてやその理念も手法も持ち合わせてなかった。」と批判している。

「モーターレーゼーションへの対応ミス」は自動車交通に普及に伴う消費者の消費行動の変化に商店街が対応出来なかったとしている。従来の商店街は「人や物が集散し、業務が集積する地域に立地するものであり、街の構造や交通体系が変化して、都市周辺の状況が変移することによって、商店街の中心力も変動するものである」としている。

しかし、現在は郊外に多くの住宅が作られ、バイパスも開通し、ショッピングセンターが立ち、商店街はその力を喪失した。商店街の衰退は中心市街地の衰退とも深く関係している。菅井は、中心市街地が本来持っている集客力を取り戻すための方法を2つ挙げている。

1つ目は円滑なアクセスが出来る交通網整備と中心市街地の駐車場の整備である。2つ目は歩行者の安全に配慮したまちづくりを行う事である。「郊外化と商住分離」はまちの機能が郊外化し、商店街の人も商売と住居を分ける事となり、中心市街地の業務地域化が進んでいる事だ。菅井はまちの機能の郊外化のプロセスを「高度経済成長期を中心に①急速なスピードで人口が増加し、②国民生活水準の向上とともに、モーターレーゼーションが急速に進行するとともに、③道路整備が進められたこと、更に、④中心市街地の地価の高騰も後押しとなって郊外居住や事業所の郊外立地が進み、⑤それに合わせて病院や役所といった公共施設の郊外移転等も進んだ。その結果、多くの街で小売店、飲食店を始めとする商業施設が、顧客を求めて郊外へ出て行った」としている。

それに加えて商店街における商住分離ニーズがあった。バブル時代の地価高騰により、それに見合った収益性の高い商店しか中心市街地に店を出店する事が出来なかった。仮に商店街に出店出来たととしても、別に家を買うだけのお金がなかったため、仕方なく店に住んでいた。お金が出来ると、それぞれ家を買って住む場所と働く場所を分けた。

それに加えて新規参入の経営者は、商店街としての付き合いを嫌い、職住分離のサラリーマン型の生活を好む傾向にあった。更に中心市街地は、一般の人が居住するにも、地価が高く、土地の取得の困難であり、中心市街地に住める人は所得の高い極少数の人だけで

あった。だから中心市街地は住む所から、働く場所と言った商業機能に特化した地域に成るべくして成ったのである。

「主体性の欠如」は商店街の人たちがまちづくりに対する主体性が欠如している事だ。菅井は「商店街は多数の区画ごとに、商業者のほか、土地や建物の所有者、また借地権者や借家権者等が存在している。さらに所詮は個店の集合という考えが根強く、各個店については口出しさせず、できずという土壌がある中で、近年は商住分離が進み、一方では経営者の高齢化、後継者不在などが進んでおり、その結果、携帯電話店やファストフード店などのようなフランチャイズ店が多く参入し、テナント化が進展していることから、街づくりの主体性の希薄化を促進している」と批判している。

また街づくりの方法や内容も個別の経営、財政状況の違い等から、意見が1つにまとまらない事が多く、その結果同じ商店街内でも温度差が出来ている。土地、建物の所有者は街づくりにとって重要な役割を担っている。しかし現状は商店街の活性化に協力的な人は少なく、空き店舗を放置するしかない状況が続いている。空き店舗の放置は商店街としての魅力を低下させるだけでなく、景観にも悪い影響を及ぼす。

主体性の欠如を解決するために、中心市街地活性化法により TMO 設置がされた。成功ケースは出てきているものの、そのノウハウを全国の商店街で共有する仕組みがなく、成功のノウハウは地域で留まり、その価値を生かしきれていない。

菅井の衰退論は商店街を内部環境と外部環境に分けている。内部環境は「モーターレーゼーションへの対応ミス」、「郊外化と商住分離」、「主体性の欠如」である。外部環境は「街づくり政策の失敗」、「商業政策の失敗」、「郊外化と商住分離」である。

「郊外化と商住分離」は内部と外部の両方に分類される。それは高速道路や一般道の整備が進んだため、街の機能の郊外化が進んだと言う外部環境の変化と、商店街の経営者自体が商住分離を望み、それを実現したため、中心市街地は働くのに特化した場所となってしまったと言う内部環境の衰退原因の両面を含んでいるためだという。

本来なら外部環境に合わせて商店街も変わっていかねばならなかったが、中沢の指摘にもあるように商店街の経営者は主体性が欠如しており、このような環境

変化に立ち向かうべく自分から動こうとはしなかったのである。

3-3 宇野史朗、吉村純一、大野哲明の衰退論

宇野、吉村、大野は、商店街が活性化せず衰退していく理由はその困難性の高さが原因であると言う。その原因は、「外なる敵」と「内なる敵」があるという。「外なる敵」とは大型ショッピングセンターや大規模スーパーの事である。外なる敵は、消費者のワンストップショッピングや車によるドアツウドアという買物構造を変質させ、郊外の繁栄と都心部の停滞・衰退を進める原因となっている。

「内なる敵」とは商店街内部の個店の経営者の高齢化や後継者不在と言う商店街自体の存続と関わる問題である。この問題は、経営主体の弱体化や起業家精神の弱体化を引き起こした。更に商店街内部では、個々の店舗の経営構造の相違が加わり、商店街内部での温度差を拡大させ、商店街運営上のコンセンサスを得る事が困難になっているという指摘である。

また、宇野らの研究では、商店街が社会的機能を損失しているという指摘もされている。多くの消費者の買物行動は、主に大型ショッピングセンターや大規模スーパーへとシフトしてしまっており、多数の消費者にとって商店街の動向はすでに買物行動に直接影響を与えなくなっているという指摘もされている。商店街がなくなったら困るのは、自動車を持たない消費者や高齢者と店主等の一部の間人だけであるという。

商店街は多くの消費者の日常の買物行動の中心になっていない事に、消費者の「商店街離れ」を見る事が出来る。このような商店街と消費者との温度差が商店街の活性化の障壁となっている。そのことから現在の商店街は、商業として共同の購買代理人の機能が機能しておらず、社会的役割を果たしていないとしている。宇野、吉村、大野はこの事実を無視して商店街活性化をする事は出来ないという指摘しているが、それは同時に、商店街活性化に向けた課題を明らかにしているということでもある。

以上、先行研究からみた商店街衰退原因は、過保護論、スーパー等の流通業態と商店街との競争による商店街の敗退論、商店街や個店の経営努力不足などに加え、店主自身の職住一体での経営から職住分離への変化の中での商店経営者の意識変化もある。また、商業をめぐる政策の変化も商店街衰退と無関係とは言えない。

4. 先進地視察

それでは、焼津中心市街地の活性化策の参考となる先進地視察について整理する。まず今回の調査では「境港商店街（鳥取県境港市）」を視察した。この境港市は、焼津市と同様に漁業の街であり、小泉八雲との縁もあり、小泉八雲記念館を整備している。一度衰退した商店街であるが、「妖怪」をテーマとした街づくりで全国からの集客に成功した。ここではその取り組みを調査した。

4-1 境港商店街（鳥取県境港市）

境港市は鳥取県西部に位置し、三方を海に囲まれた港湾都市である。また、「ゲゲゲの鬼太郎」の著者水木しげる氏の出身地としても有名であり、境港駅から800mの間に妖怪ブロンズ像が並ぶ「水木しげるロード」や「水木しげる記念館」をはじめとして、まちの至るところで妖怪をモチーフとしたまちづくりが進められている。現在では、観光協会の様々なアイデア、催しなどとともに、商店街の各店舗が独自に創意工夫し、どこにでもある土産品店ではなく、妖怪と共存した商品づくりや店舗づくりに取り組んでおり、独自の賑わいが生まれている成功事例である。

図 4-1 境港市「水木しげるロード周辺地区」

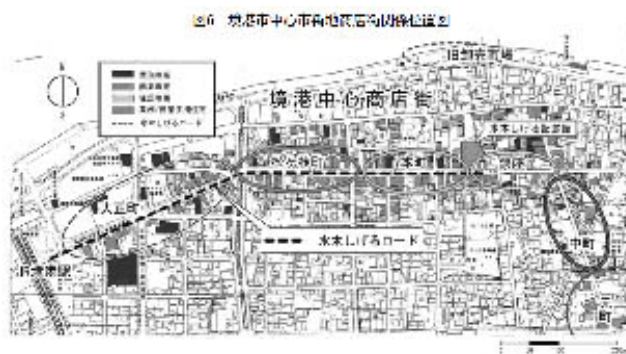


4-1-1 まちの成り立ちと人口・世帯数の推移

境港市の商店街は、明治35年に米子から境港まで国鉄境線が開通したことから、境港駅からお台場に通じる町筋に商店が発生し、次第に店舗を増やしながら発展を遂げてきた。本町商店街をはじめ、松ヶ枝町、(中町)銀座、中町新道と連なる4商店街によって構成され、境港市の商業の中心として明治、大正、昭和と

繁栄してきた。

図 4-2 境港中心市街地商店街位置図



昭和29年に6町村が合併して境港町ができ、さらに昭和31年に人口約3万3千人で市制を施行する。その後、昭和50年代後半の3万7千人台まで境港市全体では微増するものの、昭和60年以降はほとんど変わらない状態であるが、中心市街地内の人口減少率は大きい。これは、昭和47年の境水道大橋、昭和49年の中浦水門開通で賑わいが生じたが、昭和60年の国道バイパスや平成5年の高速道直結は逆にロードサイドや郊外への人口流出を促した。

また、昭和57年の水産物卸売市場の移転も中心商店街の衰退を加速させた。その結果、昭和40～50年をピークに中心商店街の売上額も減少し、閉鎖する店舗が増加し、衰退の一途をたどった。具体的には、昭和50年境港市全人口36,681人に対し中心部(水木しげるロード周辺9町)4,089人は11.1%の比率で、平成19年3月末には同じく36,771人に対し1,672人、構成比率4.5%しかなく境港の中心商店街では約30年間で6割も人口減少している。また、平成19年3月末の境港市全体の高齢化率が23.4%なのに対し中心商店街は33.7%と高齢化の進展も高い。

4-1-2 商店街事業所・販売額等の推移

商業統計から、境港市全体と水木しげるロード周辺にある商店街の事業所数、年間売上額の推移を見てみると、平成6年と平成16年を比べて、境港市全体では事業所数は163事業所から84事業所へ激減し、販売額も約142.5億円が約48.3億円へと66.1%も大幅に減少した。

しかし、「水木しげるロード」の中心である松ヶ枝町商店街は事業所数が26事業所から27事業所へと微増し、販売額は約10.6億円から約10.1億円と4.5%の

僅かな減少にとどまった。

同じ境港中心商店街でも「水木しげるロード」から離れ、妖怪オブジェが整備されていない銀座中町を含む元町・新道商店街は63事業所から44事業所へ減少し、販売額は約9億円から約3.5億円と61.1%も大きく減少している。既に新道の銀座中町は商店もほとんどなく商店街として形成されていないと考えられる。

4-1-3 観光地化する商店街の業種変容と入り込み客数

境港市は、商店街活性化の一つとして、JR 境港駅から商店街を貫く通りをシンボルロードとして道路整備する計画をたて、この計画に境港出身の漫画家水木しげる氏の漫画キャラクターのブロンズ像設置を平成3年12月に盛り込み、まず平成4年度に6体の漫画キャラクターのブロンズ像を完成させた。平成4年の6体につづき、平成5年の妖怪ブロンズ像17体を追加し200mの間に合計23体設置して、平成5年7月に水木しげるロードがオープンした。

反対者が多い中で、最初に賛同した松ヶ枝町、そして大正町に賛同者も増えるが観光対応を考え始めるのは平成10年5月の水木しげるロード振興会発足以降である。

事業所数の総数では大きな変化がないが水木しげるロード事業開始当初からブロンズ像が多く並んだ大正町、松ヶ枝町で店舗が増えている。水木しげるロード事業のない中町、整備が最後になった本町でも店舗数は減った。業種内容は薬・化粧品、衣類等の郊外の大型スーパー、ロードサイドショップで安売りされる生活用品の店が減った一方で土産物、食料品店が微増した。

図 4-3 水木しげるロード沿い事業所数

業種	大正町		松ヶ枝町		本町		中町		計		増減
	H11	H19	H11	H19	H11	H19	H11	H19	H11	H19	
食料品	1	2(1)	4(1)	8(4)	1	1(1)	1		7(1)	11(6)	4(5)
土産物	●(3)	3(3)	3(3)	3(3)	1(1)	3(3)			7(7)	9(9)	2(2)
酒類	1	1(1)	2(1)	2(1)					3(1)	3(2)	0(1)
衣類生活雑貨	1	1(1)	2(1)	2(2)	7	5(3)	4	3	14(1)	16(6)	2(5)
自転車・家電	1	1	2		1	1			4	2	▲2(2)
薬・化粧品			2		3	2			5	2	▲3(3)
書籍・文具等			2	2(1)	1				3	2(1)	▲1(1)
時計・眼鏡・カメラ					1	1(1)	1	1	2	2(1)	0(1)
その他小売	2	2	4	3(3)	3(1)	2(1)	1		9(1)	6(4)	▲3(3)
飲食業	2	5	7	8	5	4			15	17	2(0)
旅館	5	5							5	5	
理容・クリーニング			2	2	1	2	2	1	5	5	
その他	4(1)	5(3)	4	6	3	2(1)		1	11(1)	14(4)	3(3)
計	20(4)	25(9)	34(6)	36(14)	27(2)	24(10)	9	6	90(12)	91(33)	1(2)

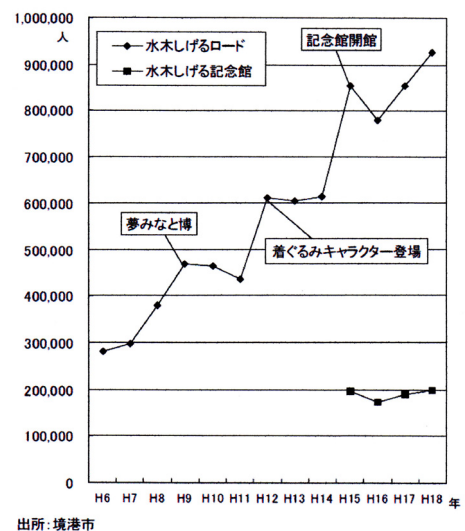
出所：境港市通商課 (●)内は水木しげる関連グッズ等の販売店数

しかし、店舗の数字の大きな変化は取扱商品である。括弧内の数字が示す水木しげる関連グッズを取り扱う店舗は12店から33店へ増加している。パン、せんべい、饅頭などを人気マンガの妖怪に似せて製造販売し、お酒の瓶を人気の妖怪の型にするほか、マンガの入ったTシャツ、携帯電話のストラップ等の小物にマンガキャラクターを使用するなどして従来の業種の延長線上で販売している。

飲食業では船員相手の夜の snacks は減って、昼間のレストラン、土産物店に変わっている。「水木」、「鬼太郎」等マンガキャラクターの名を冠する店舗数も7から14へ、平成11年から19年の間に倍増している。境港の中心商店街は地域生活密着型から水木ワールドの観光地型の商店街へすっかり様変わりしているといえる。

もともと観光客の入り込みがほとんどなかった商店街の通りにカウントセンサーを取り付け、統計を取り始めた水木しげるロードの整備当初平成6年の1年間の観光入り込み客は281,720人、それが境港で博覧会のあった平成9年が467,572人、着ぐるみの漫画キャラクター鬼太郎が水木しげるロードを歩きだした平成14年には614,555人、水木しげる記念館開館の平成15年には854,474人、平成18年には926,909人となって段階を追って増加し全国的にも注目される観光地となっている。

図 4-4 水木しげるロード観光客数の推移



出所：境港市

能」をテーマとし、市外観光客からは「魚の街として他地域では味わえない焼津ならではの魅力」を検討する必要がある。同時に対応できるテーマもあるが、一つ一つ戦略的要素を検討した取り組みが求められよう。

5-2 高齢化社会に対応した街づくり

地域住民をターゲットとした場合、福祉視点での街づくりが求められよう。現在の焼津市中心市街地を取り巻く半径 2km の地域住民は、高齢化率が 35% に達している。これらの住民のニーズに応えることが、商店街としての第一の使命であろう。

例えば、コミュニティ機能を中心市街地に計画的に配置し、高齢者が社会との接点を商店街で築く。宅配サービスを充実させ、買い物の自宅配送を完備する。そのほか玄関先への配送や御用聞きなどの接点を活用し、地域住民の情報を収集するなど、福祉サービスへのニーズは高い。

5-3 総合水産都市「焼津」

歴史的に焼津の街は、総合水産都市として栄え、現在も全国的な知名度が高い。このブランドを活かし、焼津市民全体に効果が得られるような情報発信を中心市街地が担うことが望ましいであろう。

そして枕崎市中心市街地活性化事業で取り上げられた、事業間の連携は新たな取り組みで期待が大きい。焼津市においても、鰹、水産加工、農業、地酒など、食の連携を通じて、「魚の街やいづ」の相乗効果を狙った取り組みは新鮮である。

5-4 全国からの集客

境港市中心市街地では、水木しげるロードの環境整備によって、全国からの集客を実現した。アニメーションのキャラクターを真面目に街づくり取り入れ、年齢層を選ばず、多くの観光客に愛されている。

焼津においても小泉八雲との縁もあり、妖怪ロードなどといった愛着のあるネーミングや街づくりに可能性を秘めていると考えられる。

5-5 消費者起点の街づくり

チャンネルリーダーの変化を捉えると、問屋主導、製造業主導、小売業主導、消費者主導へと流れている。今後の流通起点は消費者であると考えられる。そこで中心市街地活性化の軸として、消費者起点による街づくりが最も適合しよう。

街のイベントやコミュニティ活動など、地域住民や焼津市民を中心とした活動は、中心市街地の賑わいを取り戻すことに大きな貢献するであろう。

6. おわりに

本報告書は、中心市街地に関する文献研究並びに先進地視察レポートを中心に整理したものである。今後の研究視点として、「地域住民主体の街づくり」や、高齢化率の特徴を捉え「福祉視点による中心市街地活性化事業の実態」などに着手する予定である。

【参考文献】

1. 大熊省三「中心市街地（商店街）活性化事業における実証分析-活性化推進組織の形成プロセスの考察-」横浜国立大学技術マネジメント研究, pp.15 - 36 , 2008-03
2. 富本 和聖「近隣型商店街活性化と高齢者市場対策」龍谷ビジネスレビュー : 龍谷大学大学院経営学研究科紀要 14, 1-18, 2013-06-28
3. 澤田 廉路「地域資源を活かした中心市街地商店街の活性化について(843KB)一倉吉市, 境港市の事例を中心として」TORC レポート NO.29 (2007年 上期)
4. 農林漁業金融公庫鹿児島支店「枕崎地域における伝統的地域資源を核とした地域活性化の取り組み方法」2007年6月
5. 焼津市産業振興部商工課「焼津まちみがき計画」平成25年3月
6. 新 雅史,『商店街はなぜ滅びるのか』, 光文社, 2012年5月
7. 安藤 宣夫・八幡 一秀・竹下 登志成,『21世紀に向かって"まいど おおきに"』, 自治体研究社, 1999年8月
8. 石原 武政・西村 幸夫,『まちづくりを学ぶ』, 有斐閣, 2010年9月
9. 石原 武政,『まちづくりの中の小売業』, 有斐閣, 2000年6月
10. 射手矢 武,「近隣商業機能の維持・強化に注目した商店街活性化に関する分析」,『創造都市研究』5巻, 2010年3月
11. 岩澤 孝雄,『商店街再生のIT戦略』, 白桃書房 2001年3月
12. 宇野史郎,『現代都市流通とまちづくり』, 中央経済社, 2005年11月
13. 宇野 史郎・吉村 純一・大野 哲明,『地域再生の流通研究』, 中央経済社, 2008年9月

14. 川端 基夫編著,『情報化と地域商業』,千倉書房,1997年6月
15. 黒川 健人,「新しい時代の商店街の再生にむけて」,『経済政策研究』第7号,2011年3月
16. 後久 博,『空き店舗絶滅作戦』,内山工房,1999年11月
17. 斎藤 勝洋,「商店街の内部競争と外部競争」,『関西国際大学研究紀要』13巻,2012年3月
18. 斎藤 勝洋,「商店街の発展に関する一考察」,『関西国際大学研究紀要』12巻,2011年3月
19. 菅井 憲郎,「中心商店街の再生」,『地域経済政策研究』第7号,2006年3月
20. 中小企業総合研究機構,「商店街活性化のためのマネジメントに関する調査研究報告書」,2009年3月
21. 通商産業省 産業政策局・中小企業庁,『80年代の流通産業ビジョン』,経済産業調査会,1984年1月
22. 通商産業省 産業政策局・中小企業庁,『90年代の流通産業ビジョン』,経済産業調査会,1989年8月
23. 通商産業省 産業政策局・中小企業庁,『21世紀に向けた流通ビジョン』,通商産業調査会出版部,1995年6月
24. 鶴野 玲子,『繁盛商店街の仕掛け人』,ダイヤモンド社,2008年11月
25. 中沢 孝夫,『変わる商店街』,岩波新書,2001年3月
26. 南方建明,岡部達也.『商店街のマーケティング戦略』,中央経済社,1991年12月
27. 松尾 哲子・村田 厚生,「在宅高齢者のケアと商店街活性化を考慮したまちづくりの提案」,『日本経営工学会論文誌』62巻4号,2011年10月

我が国における参加型アクションリサーチ 実践に関する文献的検討

飛田 義幸

A Literary Review of Participatory Action Research in Japan

Yoshiyuki TOBITA

1 はじめに

参加型アクションリサーチ (Participatory action research : 以下、PAR) は、それまでの実証的研究ではそぐわない、抑圧された人々へのアドボカシーや支援活動へのアプローチとして行われる参加型・エンパワー型のアクションリサーチであり、「課題や問題を抱える組織あるいはコミュニティの当事者が研究者と協働して、探究、実践、そしてその評価を継続的に螺旋のように繰り返して問題解決や社会変革、さらには当事者のエンパワメントを目指す調査研究活動」である¹⁾。研究用語としては、1977年にコロンビア Cartagena で開催された社会学者と参加的研究の研究者の世界初のシンポジウムにおいて、Fals Bordaにより、アクションリサーチをベースとしたコミュニティ開発の展開として使用されたのがPARの初めとされる²⁾。そのベースとなるアクションリサーチは、Lewinにより伝統的な実証的・科学的調査へのアンチテーゼとして提唱されたものであり、社会的弱者等の様々な人や団体との接触から、差別等の問題を普遍化せず特定の地域の特定の人々の問題として捉え、その現状や問題を把握し、解決を目指すアプローチである³⁾。

2 目的

PARはソーシャルワーク現場におけるアドボカシー実践等に有効な方法であり¹⁾、その方法を学ぶことはソーシャルワーカー等対人援助職を目指す学生にとって有益であると考えられる。しかしながら、PARについて欧米の文献やそれを概観した論説⁴⁾はあるものの、我が国においてその方法論や手順に踏み込んだ解説を

している書籍は見当たらない。茨木のいうように、我が国におけるこれまでの取り組みを概観しその意義を明らかにすることが重要と考えられる⁴⁾。また一方で、PARはその実施分野も対象も様々であり、その意味や具体的手法も一致をみているわけではない⁴⁾。またPARはその特質として、様々な方法が行われるという性質を有している。そこで本研究では、我が国におけるPARの方法論や考え方について文献レビューを行い、PARの様々なアプローチについて検討することで、我が国での今後のPAR実践の一助とすることを目的とした。

3 方法

国立情報研究所のCiNiiを用い、2014年6月時点での文献検索を行った。"参加型アクションリサーチ"をキーワードとして、論文情報全体を検索して入力欄に入力した文字列が登録されている論文の様々な情報(論文名、著者名、抄録等)のどこかに合致した論文を探し出す方法である簡易検索を行った。検索された文献の中で、実際にPARを実施したもの、実施されたPARについて紹介してあるもの、PARについて書かれているものを分類した。本研究では我が国におけるPARの方法論や基本的なアプローチについてどのように示されているか検討することが主目的であるため、実際にPARを実施したものや紹介したものについて検討を行い、論説としてPARについて叙述されているものは補完的に用いる程度とした。

文献の検討項目は、PARについて使用、紹介、叙述の「種別」「方法論の参考文献」「対象分野」「PARを用いた意図」「定義」「手順・方法」「データ処理」

「研究者の立ち位置」「工夫や注意点」である。大木ら⁶⁾の手法を参考に要約表によるマトリクス分析を行った。表作成にあたっては、文献中より検討項目に該当する部分を全て書き出した上で、その意味を失わない程度に極力短い文や言葉になるよう要約した。検討項目を中心に文献の概要をまとめた。

4 結果

検討候補に挙げた文献は23編であった。このうち、PARを実際に使用したものは14、PAR実践を紹介したものは3、単にPARについて叙述したものは6であった。

表1に示すように1編を除いた全てが2000年以降に掲載されており、その半数(11編)が2010年以降に掲載されていた。このことから、我が国のPARは比較的新しい手法であることが窺えた。

以下では単に叙述のみである6編を除いた17編について分析した。対象分野としては、高齢者5、看護3、教育3、障害者3、子育て1、電話相談ボランティア1、公衆衛生1であり、医療福祉分野が多数を占めていた。定義の特徴(複数の内容を含む)としては、問題解決6、当事者協働4、知識創造3、社会・組織変革3、当事者主体3、エンパワメント2、当事者の声2、螺旋的实施1、プロセス評価1であった。研究者の立ち位置としては、会合(ミーティングやワークショップ)の主催者6、アドバイザー4、指導者2、情報提供者2、ファシリテーター、コーディネーター、協働デザイナー各1であった。手順・方法としては、ほぼ全ての研究においてミーティングやワークショップなどの会合形式が採り入れられていた。データ分析としては量的分析3、質的分析14と質的分析が多く、明示された質的分析方法としてはKJ法3、継続比較法2、TLMG1、テキストマイニング1であった。他に手法を明示していないカテゴリー化が3であった。以下に各文献の概要を示す。

吉武(1996)⁶⁾: PARは「さまざまな社会活動の現場にあって現象をたんに調査、研究、分析するにとどまらず、問題提起から行動を計画、実施し問題解決に至るための手法である(p889)」。著者は「現場で働いている人こそ、もっとも正確な情報を握っている。そこで、問題の本質をつかむには調査の対象であるワーカー自身が調査者として参加(participation)してこそ可能である(p890)」との考えの下、タイの公衆衛生

プロジェクトの技術協力専門家として、漠然としていて明確でない地方の保健医療サービスシステムの問題点を明らかにし、その解決策を探ると同時に、現場で働く保健医療従事者の問題解決能力向上を図ることを目的としたPARを行っている。方法論としては、先ず現場スタッフである参加者にPARの講義や研修を行い、定期的にPAR手法を確認する会議を開きながら、施設ごとの記録等の分析の他に、住民や現場職員を対象とした調査を行っている。調査手法としては、面接調査やフォーカス・グループ・インタビュー、質問紙調査が行われた。PARの工夫や注意点としては、「現場当該組織の公認事業として行う」、「PARに習熟したファシリテーターや調査者が指揮する」、「ワーキングチームを適正で最少のものとする」、「PARの概念と手法を参加者に徹底させる」、「スタッフに十分な時間を与え、十分な時間と予算を確保する」ことが挙げられていた。

Karenら(2001)⁷⁾: PARは「従来の科学における主体-客体関係を、主体-主体関係に変えていく、内容重視の伝統にとらわれない研究方法である(p49)」。PARの目的は研究・教育・行動を通して「あるグループの人達に直接役立つ知識や行動を生み出すこと」、「彼らをより高くより深いレベルにエンパワーする」(p49)ことであるとしている。方法論としては、「方法論的アプローチとしてのPARは被抑圧グループに自らの知識を構築利用させることでパワーを与える(p49)」との考えをもつ看護研究家がプロジェクト指導者となり、地方精神病院内に一時休憩所を導入し、看護婦が職場における自らの自律性を追及するためにグループ研究様式によりミーティングを行う形で行っている。PARの工夫としては、ミーティングの中でアメリカ看護婦協会(ANA)の行う精神科および精神衛生看護婦免許試験の準備の機会を設け、参加する魅力を高めていた。

倉地(2002)⁸⁾: PAR定義の記載無し。多文化間教育の授業で、学生たちが自らの「内なる異文化」と長期的に向き合い、その経過を記述しケース・カンファレンスで助言やフィードバックを得ることで導かれる学びのプロセスとは何かを解明することを目的としてPARを実施。方法論としては、異文化交流を行う学生たちが、「(a)自らの"内なる異文化"と長期的に向き合い、(b)その経過を詳しくフィールドノートに記述し、(c)教室でのケース・カンファレンスで、自らの

異文化体験を物語り、(d)第三者の多重な視点から様々な助言やフィードバックを得ることから、相乗的に導かれる学びのプロセスとは何かを解明する (p51)」方法がとられた。PAR の注意点としては、参加者に危険性の高い対象に興味本位で近づかないこと認識させることや、上手いかない場合の手立てを示すこと(参加者の安全確保)が挙げられていた。

岡村ら (2002)⁹⁾: Wang らによって提唱された PAR の一手法として「住民が一定のテーマで写真を撮影し、その写真に"ボイス"を付けグループ討議することによって、課題を共有化し、解決方法を住民自らが発見する(p101)」Photovoice を紹介。方法論として、参加小中学生が選んだ 2 枚の写真に"声"をつけ、地区担当保健師にも"声"をつけてもらい、その"声"付き写真をもとに高齢者保健福祉関係者と PTA グループでワークショップを行っている。PAR の工夫や注意点としては、「グループ討議は、支持的な調子で進めることが必要で、このためには研究者などが外部ファシリテーターとして参加することが重要(p103)」としている。

佐久川ら (2005)¹⁰⁾: PAR 定義の記載無し。「ニーズ把握からサービス誕生に至る形成プロセスを明らかにし、公共交通機関の乏しい地域における地域ケアシステム構築への示唆を得ることを目的 (p58)」とした PAR を実施。方法論として、対象地域の地区踏査により高齢者の移送関連の実態調査を行い、研究者が設立者・調整者としてワーキング(グループ)での討議、地域全体での情報共有を行うことで住民の互助機能を活性化し、住民主体による移送サービス誕生までのプロセスを解明していった。PAR の工夫の記載は無いが、PAR により地域機能が活性化される可能性が示唆されていた。

呉地ら (2006)¹¹⁾: PAR 定義の記載無し。高齢者の互助機能を活かす地域ケアシステム構築の PAR 介入により、「ソーシャルネットワークや日常生活の満足度が一層高まり、介護意識にも変化を与える (p25)」ことを目的とした PAR を実施。方法論としては、島の全高齢者を対象に質問紙による訪問面接調査を実施し、介入前後での変化を調べた。本研究では介入前後で有意差は無く、PAR の工夫や注意点の記載も無かった。

松田 (2007)¹²⁾: PAR は「調査で扱われる問題によってその生活に影響が及ぼされるところの利害関係者た

ちが、アクションと変革のために情報をシステムティックに収集、分析することにおいて、最大限の参加をすることによって成り立つ調査研究のアプローチ (p32)」という Nelson らの定義を示している。「当事者事業の有効性や正当性を示し「当事者事業を取り囲むシステムを変革する」(p37) 目的で、セルフヘルプグループと共通した価値基盤を持つ PAR を実施。方法論として、研究者、当事者組織の代表者、当事者事業からのボランティアで調査研究委員会を形成、当事者であるリサーチ・アシスタントを雇用して、フォーカス・グループ・インタビュー、関係者への個別インタビューにより当事者事業の参加者やシステムへの影響を調査。PAR の工夫として、「(当事者)アシスタントにサポートを提供する、トラブルシューティングを行う、トレーニングとスーパービジョンを提供する (p38)」ことが挙げられていた。

笠原 (2009)¹³⁾: PAR は「"当事者"が自分たちの問題解決に向けて設計から実施、評価に至る調査プロセス全体に関わる方法 (p97)」。「調査の実施過程そのものが参加者への"直接"支援に」なり、「学生はモデル開発に向けた調査プロセスの実施により、"参加者"すなわち障害児者への社会福祉実践と共通するスキルを擬似的に体験すること」(p96)を目的とした PAR 実践。方法論として、知的障害者の小規模作業所で、防災に関する課題について参加学生が解決方法を提示していくプロジェクトを実施。PAR の注意点として、各回で参加者が異なる場合、参加者が全体像を掴み難いため、各会合の冒頭で目標の焦点化や十分な説明が必要だとしている。

芳賀 (2010)¹⁴⁾: PAR は「地域の現実の問題解決を指向して行われ、しかもその効果評価にとどまらずに計画のプロセス評価にも力点 (p66)」をおく方法。「地域での介護予防事業の一環として」「行政、ボランティア、研究者の協働」により「町全体を視野にいれた後期高齢者の転倒・閉じこもりの発生を減らすこと」(p68)を目的とした PAR を実施。方法論として、高齢者ボランティアによる転倒・閉じこもり防止のための情報伝達や予防教室への参加呼びかけ活動、それを支援する定例会を実施。PAR の注意点として「研究者自らがフィールドに出て、住民、行政と協働しながら計画・実践・評価に携 (p68)」わることが重要としている。

野田ら (2011)¹⁵⁾: PAR 定義の記載無し。PAR 実

施の「目的は、乳幼児とその養育者のために住民が提案した子育て支援活動案の評価枠組みを作成し、優先順位を決めるとともに、小規模村で住民参加型会議を成功させるための方略を特定することであった (p1)」。方法論として「母子保健看護を専門とする大学院教授をアドバイザーとし (p3)」、「質問紙調査結果を踏まえ、養育者と子育て支援者がそれぞれグループ会議を重ね、具体的な子育て支援計画を作成していく参加型アクションリサーチを行った (p1)」。PAR 実施においては「会議外での参加者との意見交換 (p4)」、「会議においては冒頭に目的や参加者への期待を十分に伝え、参画意識や主体性を高めるような投げかけをすること (p8)」など参加者の参加意識を高める工夫がなされていた。

矢原 (2011)¹⁶⁾ : PAR の特徴の 1 つとして McIntyre の研究プロセスの計画、実行、普及における研究者と参加者間の同盟の構築を挙げ、参加者との「協働プロジェクト (p14)」としての研究としている。「研究実践をおこなうことを通して、電話相談ボランティアに対するケアとサポートの体制の現状を踏まえながら、限られた諸資源のもとで実際に実践可能な具体的取り組みを探究し、そこで得られた知見をもとに、新たな仕組みを用いた"ケアのケア"の暫定的モデルの提示 (p13)」を目的とした PAR を実施。方法論として、研究者がアドバイザーとしてリフレクティング・プロセス・ワーキンググループを設立し、「ブレン・ストーミング、KJ 法等の手法を活用して当事者間の相互理解と問題意識の焦点化」、「ワークショップ形式の勉強会」、「会の全ての電話ボランティアに対するアンケートを筆者との協働で実施」(p14)。PAR では「研究者と研究対象、といった固定的で一方向的な関わりから、可変的で双方向的な柔軟なものへとシフト (p16)」し、「従来のスタンダードな論文形式 (の) "研究目的""研究方法""結果""考察""結論"といった直線的ステップ (p14)」が「相互に練り込み合う関係にある (p16)」ため、「実験計画的な枠組みによる分析では、かえってその本質を捉え損なうことになる (p16)」としている。

大木 (2011)¹⁷⁾ : PAR は「コミュニティ開発や抑圧されている人々をエンパワメントするために、対象となるフィールドにおいて当事者と協働で行う分野のアクションリサーチ (p2)」。 「障害のある人の労働の場づくりをめざした地域ネットワークを形成することを

目的として (p1)」 PAR を実施。方法論として、PAR の一手法である Kemmis らの「ソフトシステム方法論」を採用。「ソフトシステム方法論のアクションリサーチを用いてワークショップを実施」、「アクションプラン策定後に、参加者に対して自由記述式のアンケート」(p2) を実施した。PAR の工夫として、会合では参加者のコンセンサスではなく (多様な価値観の人が同じ方向を目指す) アコモデーション形成を目指していた。

赤阪ら (2011)¹⁸⁾ : PAR は「当事者の生活の質の向上に目標を置き、当事者に有益な結果を導き出すことを基盤の 1 つとし」「当事者自身が発信者となり、研究活動を行う (p61)」ものとし、「当事者自身が声を届け、研究を行うという (p61)」「当事者参加型授業」を PAR の一種として実施。「見えない障害という特性をもつ潰瘍性大腸炎 (Ulcerative Colitis) の当事者が高校生に向けて語ることで何が起きるのか、この場を記述すること」を目的とした PAR を実施。方法論として、高校の対人援助の授業において、①アイスブレイク、②当事者の講演、③質疑応答、④付箋と模造紙を用いたグループワークを行い、講演前後でアンケート調査を実施。PAR の工夫として「対象が高校生であることや、わかりやすさを考慮して、各スライドにはイラストが多用 (p54)」されていた。

C. Fernandez-Sola ら (2012)¹⁹⁾ : PAR の一手法として「知識の生成、行動 (対策)、組織の変容を組み合わせ」「4 つの段階 (リフレクション・計画立案・行動・観察)」を繰り返す、「社会学的研究方法としてデザインされ」た「大学間科学研究共同プログラム (ICP)」(p81) を紹介。「病院と大学という両方の環境で、SCP (標準ケア計画) ならびに NP (看護過程) を実施する時の促進および阻害要因を特定し、SCP のための明確な戦略と対策を特定して立案すること (p81)」を目的とした PAR を実施。方法論として、双方幹部のミーティングによる問題の特定とコーディネーターの選出、看護師への自由面接や学生への集団面接により NP の意味や促進・阻害要因の調査、ワークショップ実施、複数の研究者による現場 (病院) 観察を実施。PAR の工夫として「研究結果が病院施設で使えるように (p85)」現場 (病院と保健所) の代表者や専門職が研究に参加することを挙げている。

小澤ら (2012)²⁰⁾ : PAR 定義の記載無し。邦人と在日外国人が混在している地域において、外国人高齢者

問題に適した地域システムの発展やインクルーシブな地域社会の構築を目的とした PAR 実践。方法論として京都外国人・障害者生活支援ネットワーク「モア」を基盤とし、調査の方向づけや調査票作成を研究者、NPO スタッフや学生、ボランティア等と協働で行う形式で地域での聞き取り調査を実施。PAR では「(関係者等の) 研究デザイン決定過程への参加が非常に重要である (p25)」としている。

飛田ら (2012)²¹⁾ PAR は「差別・抑圧された人々に声を与え彼等の処遇や問題への反映を促す」ために「研究者が課題や問題を持つ人々とともに協働し、課題や問題を解決していこうとする実践であり、知識創造にも貢献する研究形態」(p308)。「精神障害を持つ当事者の本音の声から、当事者が望む PSW の"かわり"の具体的な内容を探ることを目的 (p 308)」に PAR を実施。方法論として精神障害当事者の協力を得てデザインした自由回答式の質問紙調査を実施。PAR では「当事者や利害関係者自身の参加によって研究が方向づけられることで研究の価値が増す (p308)」としている。

翁長ら (2013)²²⁾ PAR 定義の記載無し。「現場の問題を自分達で解決していくというアクションリサーチの利点を取り入れ、ICU 看護師全員で現状の課題に取り組む姿勢づくり (p58)」を行い、「ICU 病棟において、経験年数の異なる新任看護師を対象とする習熟度別教育プログラムを導入するため (p57)」PAR を実施。方法論として「①ICU 看護師(39 名)対象に現任教育に関する質問紙調査、②研究グループ(10 名)による新任看護師の習熟度別教育プログラムの試案作成、③新任看護師(6 名)への試案のトライアルと評価、④研究グループによるアクションリサーチプロセスのふりかえり (p57)」を行った。PAR の工夫としては、現場の責任者やリーダーが参加することでグループを開き易くなること、研究グループの名称をあえて「研究」グループとしなかったことにより現場で受容されたことが挙げられている。

5 考察

1) 対象分野

医療福祉分野が多数を占めていた。武田¹⁾の示すように、抑圧された人々が本来持っている能力をエンパワメントしていく過程である PAR は、我が国においても社会科学、看護学、教育、ソーシャルワーク分野

等において有効であると認識されていることが窺える。また、PAR は地域心理学の価値基盤と合致し、精神(障害)の当事者支援活動等の分野に適している²³⁾ことから、障害等の当事者会や家族会はもとより、関係者や支援者、そして学生等のピア・サポートやピア・スーパービジョンにおいて活用できると考えられる。

2) 定義

PAR の定義は多様である¹⁾が、PAR について表すキーワードとしては「当事者(協働、主体、の声)」「問題解決」「知識創造」「社会・組織変革」「エンパワメント」がみられた。これらは PAR の要素として藤井²⁴⁾も挙げており、そこでは実証から実践へのパラダイム転換が重視されている。McIntyre, A,²⁵⁾は中でも「(当事者) 協働」を PAR の主要素に挙げている。今回のレビューでも、その全てにおいて様々な形での当事者参加・協働が見受けられた。「協働」には研究者が自ら現場に関することの重要性も含まれており¹⁴⁾、その関る過程自体が両者にとって学びの過程となる²⁶⁾。即ち、当事者(インサイダー)と研究者(アウトサイダー)ではその強みも見えている真実も異なり、PAR で両者が協働することで多角的視点により「ローカルな知」を形成することができる²⁷⁾。つまり、PAR によりエンパワメントされるのは当事者だけでなく、研究者もまたその視野の拡大と現実理解の深化によりエンパワメントされるのである。これらをまとめると、「当事者の研究過程への参加と、研究者の地域社会・集団への協働的関りにより、両者のエンパワメントや地域社会・集団の変革と共にローカルな知の形成を目指す活動」という捉え方も暫定的に可能であると思われる。

3) 当事者と研究者の関係性

研究者の立ち位置としては、「会合(ミーティングやワークショップ)の主催者」「アドバイザー」が多い。PAR の主要素は協働であり、そこにおいて研究者と参加者(当事者)は協働する対等関係²⁸⁾とされる。しかし、両者には知識、資源、権威等の不均等「パワー・インバランス」がある²⁷⁾。PAR の初期においては研究者が指導的役割を果たすケースが多いが、一方で「参加させてもらう」形の研究では研究者が教えてもらうという非対等関係になることもある²⁹⁾。但し、PAR の過程においてその力関係が変化することも報

告されている¹²⁾。PAR は互いをエンパワメントする活動であるから、ここでいう「対等関係」はPAR の前提条件ではなく、その過程において築き上げていく目標と考えられる。

4) 手順・方法

ほぼ全ての研究においてミーティングやワークショップなどの会合形式が採り入れられていた。分析方法としては、質的分析が多いものの、量的分析も複数みられた。PAR においては、当事者はいかなる手段であれ自らの声を上げることをエンパワーされるのであり、研究者はその多様な声を研究に反映させることが最も大切である³⁰⁾。また、PAR ではその方法やプロセスと結果を切り分けがたく、従来の標準的な論文形式や分析方法では、本質を捉え損なう可能性がある¹⁶⁾。よって、PAR では形に捉われず様々な方法が試されるべきであり、今後は当事者の声を反映しながらPAR 独自の分析方法の開発を進めることが望ましいと考えられる。

5) 工夫・注意点

PAR 実施上の問題点として、時間と資金の制約の問題がある^{27) 24)}。資金の問題は、誰が調査研究を主導するかという問題と直結している。また会議等の時間を確保する問題では、現場の公式の了解を得たり、現場のリーダーが参加したりすることが重要とされる^{22) 19)}。この問題を解決するには、研究事業の期限の延長はもとより、研究費を大学等の研究者と現場の団体等に其々交付することや、両者が資金を出し合って協働管理すること等が望ましいが、これには公の支援が必要となるであろう。

また、PAR では協働が鍵となるため、参加者の多様性を尊重し適宜役割分担を行うこと²⁵⁾が必要である。そして方法として会合等が多く取り入れられていることから、会合の場の雰囲気づくりや情報共有の工夫が重要となる。今回みられた、「開かれた会合(参加・不参加の自由)」、「会合毎に冒頭での十分な説明」、「情報の視覚化」、「会合名に"研究"と名付けない」、「他者批判をしない等安心して参加できるルール作り」、「時間や回数の柔軟な変更」、「会合外での関係づくり」、「会合参加のインセンティブ」は、当事者が参加し声を上げ易くするために有効である。さらに、PAR のエンパワメントには批判できる当事者を作り出すとい

う意味がある⁴⁾。これらを参考に、今後は当事者が批判的意見を述べられる環境づくりへの工夫が重要になると考えられる。

6) 研究の制限

本研究は我が国における当該時点での文献レビューであり、おのずと地理的・文化的・時代的制限がある。

6 おわりに

今回、我が国におけるPAR 文献を概観していく中で、PAR が社会的弱者・抑圧された人々の声をエンパワーすることだけでなく、地域社会の形成や学生の教育、さらに研究者自身のエンパワーに有効であることが窺えた。また、PAR は時間のかかる研究アプローチであり、現在の我が国の研究環境では、経済的・時間的制約が大きい。しかし、その実施に時間がかかるPAR は、業績的制約の無い現場実践者が研究を行う方法としては適しており、学生の教育上も有効であると思われる。PAR はそれ自体が社会的・教育的過程であり²⁶⁾、「忍耐力に乏しい耐性欠損傾向」「他者と深く関ることが億劫で、苦手とする対人能力不全傾向」(p60)⁸⁾が強い現在の学生には、PAR の様に時間をかけて会合等を繰り返す活動への参加が有効な教育手段であると考えられる。一方で、サービスマネジメント導入へのPAR を行った笠原¹³⁾の実践にある様に、その実施にあたっては学生の反応や参加の悪さ、動機づけの難しさ等の問題がある。そこでは、笠原自身のいう様な目標の焦点化や十分な説明を繰り返すこと、時間調整の工夫、学生自身で考えることへの促しの他にも、様々な動機づけや参加を促す工夫が必要となる。今後は、学生への教育分野でのPAR 実施の工夫を試みたいと考える。

用語の説明

TLMG: Three Layers Model of Genesis (発生の三層モデル) はTEM (Trajectory Equifinality Model) 「複線径路・等至性モデル」の質的研究方法論の1つ³¹⁾。開放システムである人間が記号を媒介として外界と相互作用する際のメカニズムを「個別活動」「記号」「信念・価値観」の3つの層として仮説的に捉える。「個別活動」の意味づけとして生成する「記号」の中で稀に「信念・価値観」を変容させるものを見出し、その変容のプロセスについて分析していく。

ソフトシステム方法論：現実の問題状況を改善するために研究者が指導者兼参加者として当事者と議論を重ねその状況（改善）のモデルを生成・活用していく方法論²⁶⁾。「7ステージモデル」により、関係者の状況認知を図示した「リッチピクチャー」や文章で表した「思いのモデル」をより活動的な「概念活動モデル」に変換し、その中で現実と比較可能なものを「比較表」を用いて比較した上で具体的な「アクションプラン」を策定・活動する。

文献

- 1) 武田文：ソーシャルワークとアクションリサーチ（1）．ソーシャルワーク研究, 37(1)：46-54, 2010.
- 2) 中村和彦：アクションリサーチとは何か？．南山大学人間関係研究センター紀要, (7)：1-25, 2008.
- 3) Lewin, K.：Action research and minority problems. Journal of Social Issues, (2)：34-46, 1946.
- 4) 茨木尚子：日本の障害研究における「当事者参加型アクションリサーチ」導入の可能性と課題——障害のある人たちが、調査対象から、調査する主体となるための試み．明治学院大学社会学・社会福祉学研究, (122)：181-205, 2006.
- 5) 大木秀一, 彦聖美：研究方法としての文献レビュー——英米の書籍による検討．石川看護雑誌, (110)：7-18, 2013.
- 6) 吉武克宏：参加型アクションリサーチ——タイ公衆衛生プロジェクト技術協力の経験から．医学のあゆみ, 178(12)：889-892, 1996.
- 7) Karen, L. B., Dorothy, H., Marilyn, A., Clarisse, P., Patricia, L., Linda, H., (武山満智子訳)：参加型アクションリサーチを通して看護の自律性を高める．国際ナショナルナーシング・レビュー, 24(5)：48-55, 2001.
- 8) 倉地暁美：異文化間トランス獲得・向上に至る過程(プロセス)とその転機——多文化間教育における大学生の学び．異文化間教育, (16)：49-62, 2002.
- 9) 岡村純, 金城芳秀：沖縄県離島における Photovoice の試み——参加型 Needs Assessment としての応用．沖縄県立看護大学紀要, (3)：101-106, 2002.
- 10) 佐久川政吉, 大湾明美, 大川嶺子, 牧内忍, 川崎道子：沖縄県離島のモデル地域における地域ケアシステム構築に関するアクションリサーチ——住民主体の移送サービスの形成プロセス．九州大学心理学研究, (6)：58-63, 2005.
- 11) 呉地祥友里, 大湾明美, 宮城重二, 佐久川政吉, 上原綾子：沖縄県H島における高齢者のソーシャルネットワーク・生活満足度・介護意識に関する研究——介入前後の高齢者の意識比較．沖縄県立看護大学紀要, (7)：25-29, 2006.
- 12) 松田博幸：カナダ・オンタリオ州における精神障害者当事者事業と研究機関とのパートナーシップ——参加型アクションリサーチの意義．精神障害とりハビリテーション, 11(1)：36-39, 2007.
- 13) 笠原千絵：サービスラーニングの導入に向けた「障害児者の防災教育プログラム開発プロジェクト」の試みと「学習成果」、「振り返り」と「参加の質」の観点からの批判的考察．教育総合研究叢書, (2)：95-106, 2009.
- 14) 芳賀博：介護予防の現状と課題．老年社会科学, 32(1)：64-69, 2010.
- 15) 野田千代子, 前田和子, 末吉政春, 糸洸洋一：小規模村に適した住民参加型子育て支援計画の開発——参加型アクションリサーチ．沖縄県立看護大学紀要, (12)：1-12, 2011.
- 16) 矢原隆行：新しいケアの仕組みを巡る参加型アクション・リサーチの試み——電話相談ボランティアの成長に係るリフレクティング・プロセスの観点から．電話相談学研究, 20(2)：11-17, 2011.
- 17) 大木えりか：障害のある人の労働の場づくりをめざした地域ネットワークの生成——参加型アクションリサーチを通して．ソーシャルワーク学会誌, (22)：1-13, 2011.
- 18) 赤阪麻由, 日高友郎, サトウタツヤ：「見えない障害」とともに生きる当事者の講演による高校生の障害観の変容．立命館人間科学研究, (24)：49-62, 2011.
- 19) C. Fernandez-Sola, G. Aguilera-Manrique, A. M. Castro-Sanchez：ボリビアの保健医療システムにおける看護過程と看護計画の立案戦略．国際ナショナルナーシング・レビュー, 35(2)：79-91, 2012.
- 20) 小澤亘, 牧田幸文, 樋口耕一, 石川久仁子, 山田

- 博子, メンセデークマーサ, 小川 栄二, 加藤 博史 : 外国人高齢者に対するボランティア支援ネットワーク —— 京都市における在日コリアンの新たな動き. 立命館産業社会論集, 48(3) : 19-40, 2012.
- 21) 飛田義幸, 八重田淳 : 当事者が望む精神保健福祉士のかかわりに関する参加型アクションリサーチ. 精神保健福祉, 43(4) : 307-313, 2012.
- 22) 翁長悦子, 池田明子 : ICU 病棟における新任看護師の習熟度別教育プログラムの導入過程 —— 参加型アクションリサーチ法を用いて. 沖縄県立看護大学紀要, (14) : 57-70, 2013.
- 23) Nelson, G., Ochocka, J., Griffin, k., Lord, J. : Nothing About Me, Without Me -- Participatory action research with self-help/mutual aid organizations for psychiatric consumer /survivors. American Journal of Community Psychology, 26 (6) : 881-912, 1998.
- 24) 藤井達也 : 参加型アクションリサーチ —— ソーシャルワーク実践と知識. 社会問題研究, 55(2) : 45-64. 2006.
- 25) McIntyre, A. : Participatory Action Research. Sage, 2008.
- 26) Kemmis, S. & McTaggart, R. : PARTICIPATORY ACTION RESEARCH -- Communicative Action. The Sage handbook of qualitative research, Third Edition : 559-603, 2005.
- 27) 小池源吾, 天野かおり : 大学の社会貢献をめぐる省察 —— パワー・インバランスの視点から. 広島大学大学院教育学研究科紀要, 第三部, 教育人間科学関連領域, (60) : 1-8, 2011.
- 28) 植村勝彦 : 環境保全問題へのコミュニティ心理学の寄与. コミュニティ心理学研究, 17(2) : 111-130, 2014.
- 29) 藤井達也 : 質的研究を活用する参加型アクションリサーチ. 社会福祉実践理論研究. (15) : 91-105, 2006.
- 30) Chad, W. : 人間環境学におけるアクションリサーチ. 九州大学心理学研究, (6) : 97-105, 2005.
- 31) 佐藤達哉 : TEM ではじめる質的研究 —— 時間とプロセスを扱う心理学をめざして. 誠信書房, 2009.

地域包括支援センターにおける困難事例の特徴から見たケアマネジャーの役割

張 昌鎬⁽¹⁾, 林 是雅⁽²⁾, 朴 素滢⁽³⁾

The Role of Care Managers as Seen from the Characteristics of Difficult Cases
in Comprehensive Community Support Centers

Changho JANG, Si-ah YIM, Sohyung PARK

要旨: 本研究では、使用者によって多様な表現として使われている困難事例に関連する用語を整理した。また、Y市の7つの地域包括支援センターで困難事例として分類され高齢者支援対策推進協議会で扱った42件の困難事例を対象に困難事例の要素を分類し、困難事例の特徴を分析した。その結果、困難事例の特徴は、多様な問題を抱えている家族関係による事例、虐待(疑い)がある事例、経済的問題を抱えている事例、認知症がある事例、独居高齢者の事例、複数の要素が重複している事例であった。さらに、この困難事例の特徴に応じた課題と対策をケアマネジャーの役割の観点から検討した。

Key Words: 困難事例、地域包括支援センター、認知症、介護、ケアマネジャー

I はじめに

2000年から実施した介護保険制度によって、在宅ケアには医療、看護、福祉の分野の専門職が事業者として参入し、利用者と家族の在宅生活を支えるためケアサービスを提供するなど介護サービスの供給基盤が整備され、サービス利用者も当初の約150万人から2006年には約350万人と2倍を超える伸びとなってきた¹。

そこで多くのケア提供者は円滑にケアサービスを行うことができない、いわゆる困難事例に日々遭遇している。多くのケア提供者はこういった困難事例に急切的に対応せざるを得ない。それは時間的、人的、環境的な様々な制約がある中で、対応しなければならないからである。さらに個々の利用者や家族の複雑な事情も背景にあり、多様なニーズに容易に応えることもできない。また多職種のケア提供者の全てが、円滑なケアサービスの提供に協力的であるとも限らない。

このような状況のなかで介護保険法の検討においては²、今後の高齢化の進展で社会適応が難しい認知症や高齢者世帯の急増が指摘されていた。こうした状況をふまえて、「介護モデル」から「予防+介護モデル」へ、「身体ケアモデル」から「身体ケア+認知症ケアモデル」へ、「家族同居モデル」から「家族同居+独居モデル」への新しいサービスモデルへの転換の必要性が強調されるようになっていた。このような新しいサービスモデルを前提に、利用者の「尊厳の保持」と地域包括ケアを実現するために新たに設置されたのが「地域包括支援センター」である。

厚生労働省老健局の介護制度改革関連法案(平成17年2月)には、ケアマネジメントの見直しとして「支援困難事例への対応の強化」が示されている。さらに、白澤は支援困難事例の検討により、資源不足を見出し(累積的な検討も)、地域の資源システムのなかの不足する点を明らかにし、資源整備の課題とすることを指

(1) 静岡福祉大学教授(Shizuoka University of Welfare)

(2) 亀尾大学教授(Gumi University)

(3) 早稲田大学人間科学部 e-School 教育コーチ(Waseda University Human Sciences e-School Education Coach)

摘している。

これまで困難事例に対応してきたのは在宅介護支援センター及び福祉事務所であった。しかし、2006年以降は、地域包括支援センターが困難事例への対応を担うことになった。地域包括支援センターが困難事例への対応を担うことになった理由は、困難事例への対応には医療・保健・福祉の多職種間の連携とフォーマル資源だけではなく、フォーマル資源とインフォーマル資源の連携が不可欠であるからである³。

しかし、地域包括支援センターのみではそれを実現することは難しいのである。白澤⁴は、個々の処遇困難事例に対して、チームケアマネジメントを実施すると処遇困難事例が減少するとしている。そのために、Y市では各地域包括支援センターごとに、重度の介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい、医療・介護、生活支援を一体的に提供する仕組みである地域包括ケアシステムの会議から浮き彫りになった問題について、各関係機関が情報を共有し、協力体制を検討し、問題解決に向けての施策の提案する「高齢者支援対策推進会議」を設立し、事例検討を行った。そこで、本研究では、①困難事例に対する定義を提示し、②Y市の「高齢者支援対策推進会議」で検討した事例のなかで、困難事例として分類された事例の特徴を明らかにしながらその課題と対策をケアマネジャーの役割を中心に考えることを目的とした。

II 困難事例の定義と発生要因

(1) 困難事例の定義

困難事例とは何か。誰にとって、困難か。利用者本人か、家族か、援助者か、社会か。この問いに的確に答えることは容易ではない。困難事例を客観的に対象化し、説明することはなぜ難しいのか。その理由として、岩間伸之は次の3つを示している⁵。

第1の理由は、困難事象の多様性にある。一口に困難事例といっても、専門職として対応に苦慮する事象や場面はきわめて多様である。困難事例を種別ごとに整理したり、一定の枠の中に収め、系統立てて把握することが難しくなる。

第2の理由は、困難さを呈する事象と原因の複合性にある。困難事例の特徴は、複数の困難事象が重複し、その相互性からさらに困難さが増幅されるところにある。その場合、困難さをもたらす原因も複合的となり、どちらが原因でどちらが結果なのかがはっきりしなく

なる。

第3の理由は、困難さをもたらす要因が援助者側にもあることである。援助者の不適切な対応が困難事例を生み出し、さらに状態を悪化させることになる。また、もう一つの理由は、困難事例については統一した定義は未だになく、用語も文献によって色々な名称で用いられていることである。例えば、接近困難なケース⁶、処遇困難ケース⁷、困難事例^{8,9}、対応困難事例^{10,11,12}、サービス提供困難ケース¹³、支援困難事例^{14,15}、支援困難ケース¹⁶、援助困難ケース¹⁷などと呼んでいる。このように、既存の文献等ではさまざまな表現が用いられているがこれらは基本的には同様の意味合いで用いられていると捉えられる。

したがって、本研究では利用者が住み慣れた地域で暮らせるように支援させる観点から困難事例を「多様な問題を重複し抱えているため、通常の支援では支援が難しく、多職種・多機関が連携を駆使して支援しなければならないような事例である」と定義する。

(2) 困難事例の発生要因

困難事例を客観的に把握し、定義づけることは難しいが、一定の枠組みでもって整理することはできる。困難事例の分析枠組みを導き出すための前提となる発生要因として、①個人的要因、②社会的要因、③不適切な対応の3つの要素が深く関与している¹⁸。

個人的要因は、発生源が個人（利用者）や家族の側に帰属するものである。

例えば：強い不安、精神的不安、気力・意欲の低下、判断能力の低下や不十分さ、家族等の疾病、家族・親族との不和・虐待、社会規範から逸脱した強いこだわり、各種疾病、各種障害などである。

社会的要因は、発生源が社会（環境）の側及び関係性に帰属するものである。

例えば：生活苦、生活環境の悪化、社会資源（サービス、法制度等）の不足、近隣住民とのトラブル、職場・学校での排除、地域の偏見や無理解、地域からの孤立・排除等である。

不適切な対応は、発生源が援助者側の不適切な対応にあるものである。

例えば：援助者主導の支援、利用者の意思や意向の無視、利用者の主体性が喚起されないかわり、援助関係の形成不全、不十分な連携と協働、ネットワークの機能不全、利用者を取り巻く環境への不適切な働きかけ等である。

以上の3つの発生要因は、それぞれが単発でもって困難事例に陥るということではなく、これらの要素が重なるところに困難事例が発生する。

また、世田谷区地域福祉部介護保険課¹⁹、困難事例の発生要因を①利用者の状況(单身生活、認知症、精神疾患、医療ニーズ、難病、ターミナル、サービス拒否、要求水準が高い)。②家族・世帯の状況(家族・世帯が有する特性や家族・世帯対利用者 or 家族・世帯の関係上の問題、キーパーソンの不在、精神疾患、老々介護、経済的困窮、虐待、サービス拒否、要求水準が高い、家族関係不良)。③サービスの状況(サービス提供者が有する特性・サービス提供者対利用者 or 家族・世帯 or サービス提供者の関係上の問題、サービス提供者の問題)。④制度の状況(介護保険制度が有する特性、介護保険制度対利用者 or 家族・世帯 or

サービス提供者の関係上の問題) に分類している。

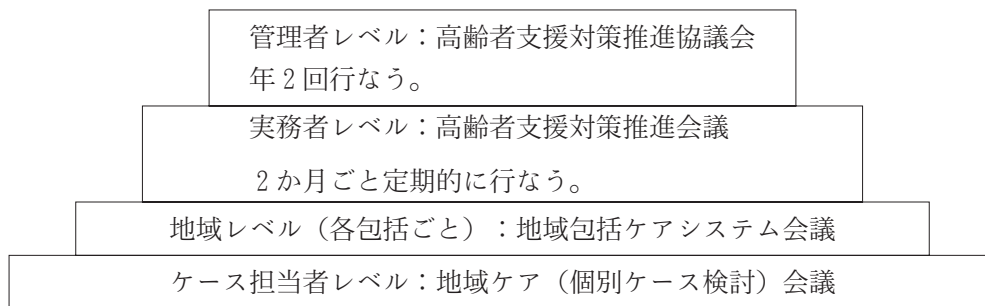
Ⅲ 研究方法

1 調査地域と調査方法の概要

本研究の調査地域である Y 市の人口は平成 25 年現在 14 万 6 千人、高齢化率 25.0% で、平成 32 年には 30.4% に達すると推定される。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うために 7 つの地域包括支援センター²⁰がある。

また、Y 市は高齢者が虐待や消費者被害などから権利を擁護し、いつまでも住みなれた地域で安心して生活できるよう、〈図 1〉のように高齢者支援対策推進協議会を設立し、困難事例に属する高齢者を支援している。

〈図 1〉Y 市の困難事例に属する高齢者を支援する仕組み



- (1)管理者レベル：高齢者支援対策推進協議会(年2回)
- ①個別の困難事例から浮き彫りになった問題について、各関係機関が情報を共有し、協力体制を検討する。
 - ②問題解決に向けての施策の提案の場とする。
- (2)実務者レベル：高齢者支援対策推進会議(2か月ごと定期的に行なう)。
- ①個別の困難事例への対応方法などについて、各関係機関の視点をいかした意見交換や情報共有を行うことで、相互のスキルアップを図る。
 - ②各組織間で「顔が見える関係作り」を行い、高齢者支援のためのネットワークの構築を推進する。
- (3)地域レベル（地域包括支援センターごと）の地域包括ケアシステム会議(定期的に行なうさまざまな地域ネットワーク会議の総称である)。
- ①各地域包括支援センターごとに活動状況や地域が抱える課題等を情報共有する。

- ②困難事例への対応方法などの情報交換などにより、実務者のスキルアップを図る。
- ③各組織間のネットワーク構築を推進する。
例) 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」/介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」/行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」等。
- ④ケース担当者レベル：地域ケア（個別ケース検討）会議。

2 事例の収集方法

本研究での事例は平成 19 年から平成 24 年まで、各地域包括支援センター 7 か所の地域包括ケアシステム会議で扱った事例の中から、困難事例と分類された事例を 2 か月ごと定期的に行なう実務者レベルの高齢

者支援対策推進会議で扱った事例の中から、年2回行なう管理者レベルの高齢者支援対策推進協議会で扱った42の事例である。

3 分析方法

前出の困難事例の発生要因を踏まえて本研究では、高齢者のみ世帯、独居高齢者、虐待(疑い)がある、認知症のある、複数の疾患が合併、家族関係(関係の悪化、介護協力を得られない、家族内の意見不一致、家族がサービス受け入れを拒否)によること、利用者のサービス拒否、経済的問題がある、利用者が援助者に暴言、援助者に対するセクハラなどがある、精神疾患があることを困難事例の発生要素として分類した。

4 倫理的配慮

本研究での事例は、対象者に特定化されることによる不利益を防ぐために研究趣旨が変わらない程度の加筆修正と匿名性を確保している。また、地域包括ケアシステム会議や高齢者支援対策推進会議での検討する際に、許可を得たことをもって同意とみなした。

IV 結果

1 事例の基本属性

年齢は、65歳未満4人(10%)、65～70歳未満6人(14%)、70～75歳未満9人(21%)、75～80歳未満9人(21%)、80～85歳未満10人(24%)、85歳以上4人(10%)であり、男は18人(43%)、女24人(57%)である。年齢の平均は、女74.6歳、男75歳、全体75.8歳であった。

2 困難事例の概要と背景

困難事例の概要を示しながら、各事例に高齢者のみ世帯[高]、独居高齢者[独]、虐待(疑い)がある[虐]、認知症がある[認]、複数の疾患が合併[複]、家族関係(関係の悪化、介護協力を得られない、家族内の意見不一致、家族がサービス受け入れを拒否)の問題[家]、利用者のサービス拒否[拒]、経済的問題がある[経]、利用者が援助者に暴言、セクハラなどがある[利]、精神疾患がある[精]として表示をつけると、<表1>で見るとすべての事例が複数の要因に重なっている。その背景を<表2>のように整理した。<表2>の困難事例の背景を比率が高い順から見ると、1番目は家族関係の悪化、家族の介護協力を得られない、家族内の意見不一致、家族がサービス受け入れを拒否などの家族関係による事例が83%を示しており、家族というのは介護に極めて重要な役割を果たしている半面、困難事例になる背景にもなることがわかる。2番目は虐待あるいは虐待の疑いがある事例が57%であり全事例の半分以上であった。3番目は経済的問題がある事例が48%であり、経済問題が困難事例として扱う大きな要因になっている。4番目は認知症高齢者の事例が45%を示して、認知症も困難事例として扱う大きな要因になっている。5番目は独居高齢者の事例が45%を示して、高齢者の独り暮らしも困難事例として扱う大きな要因になっている。6番目は精神疾患がある事例と複数の疾患が合併している事例が共に31%であり、精神疾患と複数疾患の合併も困難事例として扱う大きな要因になっている。また、利用者のサービス拒否事例が21%、高齢者のみ世帯事例が10%、利用者が援助者に暴言やセクハラ事例が5%になっている。

<表1> 困難事例として扱った理由と事例の概要

1	決定権を持たない介護能力の低い親族が知的障害のある利用者の在宅介護をしている。食事、排泄、体温調整、受診・服薬管理等の介護状態は不十分な状態が続いている。[家][複][認][拒][精]
2	在宅生活を支援してきたが利用者に生活を維持・改善しようとする意欲がない。受診等はケアマネに依存的だが、ヘルパーの買い物にはわがままな要求が多く、介護サービス支援者が支援しきれない。[家][虐][認]
3	利用者の年金でサービスも含めた生活は厳しく知人から借金して生活している。子供からの虐待あるため利用者と子供の生活を分離したうえで介護サービス導入を検討している。[家][虐][複][経]
4	ひとり暮らしの利用者はケアマネジャーに過激なセクハラ的言葉の使用と介護記録の内容や住宅リフォーム工事などにクレームが多い。利用者は障害者手帳を持っている。[家][利][独][虐]

5	認知症の夫が、医療・介護に抵抗があり、認知症でうつ病の妻を介護しているが、身内からのサポートはなく、日常生活自立支援事業にて金銭管理中である。家 高 虐 認 複 拒
6	利用者の介護者への暴言・暴力により、介護者への影響が出ている。家族支援の方向性、暴言・暴力を発する利用者への対応などに対する検討が必要である。家 虐 複 利
7	利用者の認知症の進行に伴い夫による虐待が進み、痣が頻繁に確認されている。夫は自宅で面倒見たい意思を表明しているし、利用者も夫との分離を望んでいない。家 虐 高 認
8	年金を社会福祉協議会が管理しているが、子供が借金の返済に年金をあてにして繰り返し訪れる。介護放棄により救急に運ばれている。子供からの金銭搾取および家族からの介護支援を得る支援が必要である。家 虐 経
9	夫からのDVがあり、これまでに、認知症の夫と離れるために入院、家出をしている。利用者が家を出るたびに探し回り、その度に利用者が家に戻るといった行為を繰り返している。家 虐 認
10	日常生活においての支援が必要で、親族からの支援が期待できない独居老人。糖尿病や心不全等が進行しており、在宅生活を続けるために見守り体制を整備している。家 独 複
11	家族によるターミナルケアが難しく、療養型施設の入所が望まれるものの経済的理由から入所できない利用者について、どう支援していくか。家 経
12	近所から物を取られた、嫌がらせを受けている等の被害妄想や幻覚・幻聴等の精神疾患があり、交通事故による後遺症がある独居高齢者を民生委員が見守りをしている。家 独 精
13	独居で見守りの必要があるが、見守りをする関係者たちが利用者の精神状態に振り回される。精神疾患のある人への基本的なかかわり方や、見守り体制の統一化等の支援が必要である。家 独 精
14	年金支給日になると経済的に困窮するため娘が暴力・トラブルを起こす。利用者は「喧嘩はするけれど娘から助けられている」としている。警察・民生委員が話をしても改善はえられない。家賃や電話料などの滞納がある。家 虐 経
15	独居高齢者で電話や訪問などで、頻繁に同じ内容の相談を望む。利用者自身が望む在宅生活を継続させるために、特定の支援者に負担がかかり過ぎないようにする必要がある。家 独 精
16	同居している精神疾患のある子供により身体的虐待を受けている。子供と分離を進めるがなかなかふみこめずにいる。子供と離れて生活したこともある。家 虐 独 精
17	認知症の高齢者で、生活は困難だが行動範囲が広く、消費者被害の可能性もある。金銭面では国保税は未納、家賃の滞納もあり兄弟に借金をしている。家 独 認 経
18	独居高齢者で認知症が進行している。親族の支援はないし、生活保護を受けている。近所や金銭管理面でのトラブルが生じており、金銭管理は日常生活支援事業を申請中である。家 独 認 経
19	認知症独居高齢者で在宅生活は困難だが入所手続きが進まない。成年後見制度の利用など多方面からの支援を考えたい。家 独 認
20	利用者への支援が必要であるが、家族の同意がなくサービスの利用まで至らない。家族への支援をしたいが、経済的な問題もあり支援方法が難しい。家 虐 拒 経 精
21	兄弟家族と同居しており、長期にわたるネグレクトの疑いがあるが、地域で情報が共有化されていない。食事は兄弟夫婦が提供した物は拒否し、自分で買ってきた物を食べる。家 虐 拒
22	介護していた夫が体調不良となり、子供が金銭管理をすることになり、経済的な理由で、介護サービスの増加や施設入所に同意しない。生活費で遊びをするし、税未納も増えている。ネグレクトや身体的虐待の可能性もある。家 虐 拒 経
23	夫は飲酒し、大声で怒鳴り散らしている。夫の暴力や近所への配慮、利用者の疾患への不安等で、精神的に不安定。うつ状態の可能性が高く、身体的虐待の可能性もある。家 虐 高 精
24	介護保険料未納・無年金等の経済的問題を背景に、在宅での介護にネグレクトしている。利用者の認知症の進行に伴い介護が必要となるが、主な介護者である子供や孫の介護能力にも問題がある。家 虐 認 経

25	子供から両親に対し、暴力・経済搾取・行動制限がある。妻は数年前に分離し、現在は子供と暮らしている。子供の飲酒量も増え、蹴る・頭を叩く等の身体的暴力もある。子供は父を認知症だと思い込み、独断で認知症疾患センターを受診させる。子供からの暴力・行動制限が激化する可能性もある。家 虐 経
26	精神疾患のある妻が暴言や嫌がらせをするし、通所介護を「お金がかかる」と止めさせようとする。利用者自身の精神状態が不安定になり、衝動的な行動にてしてしまう恐れがある。家 虐 拒 精
27	認知症の独居高齢者で、経済的困窮な状況である。訪問したところ利用者の返答があるが鍵が開かず、室内で倒れており救急搬送入院する等在宅介護の限界である。家 独 認 複 経 精
28	認知症が進み、独居生活に限界がきている。別居の子供が訪問し、調理や買出しをしていたが、子供の介護が十分でないことから、介護サービスを取り入れ在宅生活を支援している。家 虐 独 認 拒 経
29	利用者の徘徊に対しては、自宅に閉じ込める対応をした。利用者は、認知症があり耳も遠いし排泄行為も上手ではないが独居生活をしている。娘の通い介護にも限界があり、虐待がエスカレートする可能性が高い。家 虐 独 認 複 拒 経
30	利用者は独居高齢者で意思表示が全くなく、働く気もない。債務は税金の滞納だけでも多くあり、その他、サラ金などからの債金がある。ゴミ屋敷化しているが、他人が立ち入ることはかたく拒否している。家 独 拒 経
31	妻が夫名義で借金を繰り返すために日常生活自立支援事業を利用していたが、夫の認知症状が進み、債務整理や心情看護の必要性も出たため成年後見制度利用を申請した。家 虐 高 認 経
32	身体機能低下及び認知症が進行しており、独居での生活が困難になってきたため、緊急対応により施設入所になったが、親族の援助が得られず、利用者の頑固な性格から諸制度利用の説得にも苦慮しており、施設への長期入所に結びつけられない。家 独 認 経 精
33	嫁が利用者の行動を理不尽に支配しようとして精神的な苦痛を与えるだけでなく、介護サービスに文句をつけてサービス利用に支障をきたしている。認知症も進行しているし、転倒も増えた。家 虐 認 複 拒 精
34	独居で、多発性脳梗塞により入院。利用者が一人暮らしの不安を訴えており、身体状況や認知症判断能力的にも日常生活全般に介助、見守りが欠かせない状況。近くに近親者がおらず施設入所も困難である。家 独 認 複
35	認知症が進み、症状がひどいなか独居生活は困難だが、利用者が民生委員や近隣住民、親族の関わりを拒否するため、なかなかサービスにつなげられない。家 独 認 拒
36	知人に依存しながら独居生活を継続しているが、生活費が搾取されている可能性が高い生活保護受給者。服薬管理と受診も自分でできない。ヘルパーに同じ物を何度も買わせる等認知症状があり判断力を疑う言動も多い。独 認 複 経
37	困窮しているが生活保護受給できない独居高齢者。娘が中心となり時々支援しているが、利用者が暴言を吐いて支援を拒否するなど子との関係が悪い。訪問にも拒否的で関係構築できない。家 経 独
38	認知症高齢者夫婦と精神疾患がある子供と4人暮らし。介護保険などのサービスも拒否している。子供は糖尿により動けない状態で、家族全員の支援が必要な状態であるにも関わらず、支援を拒否し必要なサービスに結び付けられない。認 複 拒 経 精
39	父母と精神障害ある娘との3人暮らし。娘に対する父の虐待があり、精神障害により外出することもない娘に対するネグレクト・行動制限もある。父親は面会を拒否している。家 虐 複 拒 精
40	近隣・親戚との関わりを拒否している利用者と子供の2人家族。利用者の認知症状が進行し生活全般に支援が必要だが介護を拒否しており、子供はがんであるが入院を拒否している。認 複 拒
41	親族からの協力が得られず、妻の介護力不足と不適切な金銭管理で病院費や介護保険利用料が滞納になっている。また、知的障害のある娘と学校を休みがちな娘もいる。家 虐 経
42	両親と障害がある子供と3人暮らし。子供の金銭要求を拒否すると物を壊す等暴力を振るうが、別居している娘からの協力は得られない。家 複 虐 経 精

<表 2> 困難事例の背景

表示	事例の背景	事例番号	比率
家	家族関係(関係の悪化、介護協力を得られない、家族内の意見不一致、家族がサービス受け入れを拒否)による事例	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 31 35 36 37 41 42	83%
虐	虐待(疑い) がある事例	2 3 4 5 6 7 8 9 14 16 20 21 22 23 24 25 26 28 29 31 33 39 41 42	57%
経	経済的問題がある事例	3 8 11 17 18 20 22 24 25 27 28 29 30 31 32 36 37 38 41 42	48%
認	認知症のある事例	2 5 7 9 17 18 19 24 27 28 29 31 32 33 34 35 36 38 40	45%
独	独居高齢者事例	4 10 12 13 15 16 17 18 19 27 28 29 30 32 34 35 36 37	43%
精	精神疾患がある	1 12 13 15 16 19 23 26 27 32 33 38 39	31%
複	複数の疾患が合併	1 5 6 10 27 29 33 34 36 38 39 40 42	31%
拒	利用者のサービス拒否	5 21 30 33 35 37 38 39 40	21%
高	高齢者のみ世帯事例	5 7 23 31	10%
利	利用者が援助者に暴言、セクハラなどがある	4 6	5%

3 困難事例の特徴と課題・対策

1) 困難事例の特徴

困難事例として分類された背景から困難事例の特徴を比率が高い順にまとめて見ると、次のようである。

(1) 多様な問題を抱えている家族関係による事例

家族関係の悪化、家族の介護協力を得られない、家族内の意見不一致、家族がサービス受け入れを拒否などによる事例が83%をしめしており、家族というのは介護に極めて重要な役割を果たしている半面、困難事例になる背景にもなることがわかる。

窪田暁子によれば²¹多重問題事例、多重問題家族の特徴として、①多様な問題の同時表出 ②複数の家族員の関与 ③問題をはらむ家族間の人間関係の固定化 ④問題の生活史的、世帯的累積 ⑤社会的孤立と援助的アプローチの困難をあげながら、①と②は、③、④、⑤の結果で、援助はその構造をどう変えていくかであると指摘している。

(2) 虐待(疑い) がある事例

困難事例の中で非常に多いのは、虐待(疑い) がある事例が57%を示している。この虐待問題は高

齢者の生命と関連する非常に深刻な問題である。高齢者虐待の背景には、介護者の要因(介護疲れなど)、高齢者の要因(認知症による言動の混乱など)、当事者間の人間関係、社会環境など様々な要因があり、これらが重なり合って発生している。

(3) 経済的問題がある事例

困難事例の中で、経済的問題がある事例(48%)である。この経済問題も高齢者の生命と関わる非常に深刻な問題である。

(4) 認知症がある事例

困難事例の中で認知症高齢者の事例が45%を示している。中には認知症の夫が認知症の妻を介護しているが、身内からのサポートはない、いわゆる認認介護である(表1の事例番号5)。

(5) 独居高齢者事例

困難事例の中で独居高齢者の事例が45%を示している。この独居高齢者は今後少子高齢化の進展によってさらに増えると予測される深刻な問題である。さらに、独居高齢者の中には認知症高齢者も多く含

まれている。

(6) 複数の要素が重複されている事例

困難事例の全事例が複数の以上の要素が重複されている。家族関係の悪化、虐待、認知症、経済的問題、独り暮らし、利用者本人または家族成員の精神疾患などを挙げられる。さらに、このような要素が重複されている。すなわち、全事例が複数の要素が重複されている。例えば事例 11 の二つの要素が事例 29 の七つの要素まで重複されているし、平均的に 4.02 の要素が重複されている。

2) 困難事例の特徴から見える課題と対策

以上の困難事例の特徴からその課題と対策をケアマネジャーの役割を中心に考えてみることにする。

一つ、家族は多様な家族関係の問題を抱えているが、それに対応する介護保険による課題を個別に捉えの援助計画は、課題を個別に捉え個別援助計画になっている。そのために、バラバラな援助機関によって課題ごと、あるいは対象者ごとに対応しその家族全体を援助する援助者はいない。したがって、家族全体の援助計画をみとめ、ケアマネジャーにその計画作成方法を習得させる必要があると思う。

二つ、虐待(疑い)がある高齢者が多いため、高齢者虐待防止マニュアルなどを作成し、早期に発見しチームで対応しなければならない。さらに、ケアマネジャーの役割の一つであるアウトリーチを積極的に行わなければならない。

三つ、困難事例の中で認知症高齢者と独居高齢者が多い。今後、少子高齢化の中で、高齢者のみの世帯が増えることと認知症高齢者の増加を考えると認認介護も増加することも予想できる。この認認介護世帯や独居高齢者を地域のなかでの生活を可能にする為には最近よく言われている「見守り」事業も有効な方法の一つであると考えられる。「見守り」の意味は、「いつもと様子が違うことに気づく」ことであり、そして、気づいたことをすぐに連絡することである。すなわち、その人の生活を日頃からよく観察可能な人が何か様子がいつもと違うと感じた時に、すぐ連絡することに意味がある。

このように、公的なサービスだけではなく見守り事業などの非公式的なサービスの提供が欠かせない。

しかしながら、現在ケアマネジャーによる援助計画

には、非公式的なサービスを取り入れた援助計画は少ない。

したがって、非公式的なサービスの発掘と援助計画に非公式的なサービス取り入れるケアマネジャー養成がカギとなると思う。

また、利用者本人だけではなく、家族の中に障害者の問題・高齢者の問題・経済問題などが重なっている場合がある。

したがって、このような困難事例に対しては介護保険だけではなく、障害者などの介護保険の対象になっていない家族成員に対する支援も同時に行わなければならない。

V おわりに

本研究では、困難事例の定義を明確にするために、困難事例と関連した様々な用語や定義を考察した。また地域包括支援センターにおける困難事例の特徴を地域包括支援センターで困難事例として分類され、高齢者支援対策推進協議会で扱った事例を困難事例として分類された要素を中心に分析した。

その結果、困難事例として分類された高齢者が地域で「自分らしい生活」が送れるようにするためには、困難事例として分類する基準を明確化し、可能な限り早めに困難事例として分類し支援しなければならないことが理解できた。

しかし、困難事例においては一律の基準によって導き出される正解が存在しない場面も多く、関係者間の判断が分かれることがあるため、優先順位などの基本方針について頻繁に関係者ですり合わせて、共有した指針やマニュアルの作成が望ましいであろう。

最後に、本研究の限界として、調査地域・調査対象者が限定されていることにより、今回の調査結果のみでは困難事例の内容を一般化することは難しい。したがって、今後、他の地域での調査や今回の調査内容を活かした量的調査などを実施していくことが必要である。

- ¹武 ユカリ(2006) 『在宅ケアにおける困難事例に関する研究と対応ツールの作成』P2.
- ²井上信宏(2007), 「地域包括支援センターの運営にみる困難事例への対応—地域包括ケアの実践と困難事例の解決のために—」信州大学経済学論集 第57号 P16.
- ³加川充浩(2010)、「地域包括支援センター実践にみる地域包括ケアのあり方—困難ケース解決と社会福祉協議会との協働事例を通じて」、日本社会福祉学会 第58回秋季大会、2010年。
- ⁴古川孝順偏(1992)、『社会福祉供給システムのパラダイム転換』誠信書房,PP251-252.
- ⁵岩間伸之(2011) ケアマネジャー | vol.13-no.4 | P40
- ⁶秋元美世・大島 巖外4人編集(2003)、『現代社会福祉辞典』、有斐閣、P288.
- ⁷秋元美世・大島 巖外4人編集、『現代社会福祉辞典』、有斐閣、2003、P242.
 処遇困難ケース (hard-to-reach case) :個人や家族(場合によっては地域も)にニーズがあり、かつ支援受給資格があることが明白であるにもかかわらず、ニーズのあることを認識していなかったり、支援を受けることを拒むようなケース。いわゆる多問題ケースにこのような例が多い。
- ⁸特集 困難事例: どう向き合うか. (2002). ケアマネジャー, 4(12), 11-13.
- ⁹特集 困難事例と向き合う. (2009). ケアマネジャー, 11(9), 14-31 & 11(10), 14-35.
- ¹⁰岡本玲子(2003). 対応困難な事例に学ぶケアマネジメント: 質評価の視点とともに. 東京: 医学書院.
- ¹¹吉江悟, 高橋都, 斎藤民, 甲斐一郎. (2004). 同居家族が問題の主体となる高齢者在宅介護の対応困難事例の現状: 長野県A市の行政保健師へのインタビューから. 日本公衆衛生雑誌, 51(7), 522-529.
- ¹²齋藤智子, 佐藤由美. (2006a). 介護支援専門員が認識する対応困難事例の特徴. The Kitakanto Medical Journal, 56, 319-328.
- ¹³名古屋市在宅サービス事業者連絡研究会サービス提供困難ケース検討委員会.(2001). 介護支援専門員によるケアマネジメントガイド: サービス提供困難ケースの対応法と解決策. 名古屋: 日総研出版.
- ¹⁴村上信, 濱野強, 藤澤由和. (2007). 高齢者のケアマネジメントの現状と課題: 事例
 検討会における支援困難事例を通して. 新潟医療福祉学会誌, 7(1), 43-50.
- ¹⁵野中猛, 名古屋市高齢者療養サービス事業団. (2009). 支援困難ケアマネジメント事例集. 名古屋: 日総研出版.
- ¹⁶厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成21年, 老計発第0306001号/老振発第0306001号/老老発第0306002号).
- ¹⁷吉澤みどり. (2003). 援助困難ケースの全体像: 実態把握票作成とその集計分析より. 地域保健, 34(3), 81-89.
- ¹⁸岩間伸之(2011)ケアマネジャー | vol.13-no.4 | 2011-4 P40-41.
- ¹⁹世田谷区地域福祉部介護保険課 『ケアマネジメント困難事例集—支援が困難と感じたときのヒント—』世田谷区地域福祉部介護保険課、 P73.
- ²⁰「地域包括支援センター」は高齢者の心身の健康保持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関である。いつまでも「自分らしい生活」が送れるように、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士の3職種が協力し合い、適切なサービスを提案・紹介し、介護にならない為の予防事業を支援する機関である。
- ²¹岡田朋子(2010)、『困難事例の分析調査』ミネルヴァ書房、P.26.